

建築基準法施行条例(昭和35年7月5日京都府条例第13号)改正履歴

H29.03作成
H30.03更新
H30.10更新
H31.03更新
R07.06更新

目次

第1章 総則.....	4
[現行] 第1条 (趣旨)	4
[削除条文] 旧第2条	5
第2章 建築物の敷地および構造.....	5
[現行] 第2条 (かど敷地内の建築制限)	5
[現行] 第3条 (路地敷地内の建築制限)	6
[現行] 第4条 (敷地の形)	6
[現行] 第5条 (大規模建築物の敷地と道路との関係)	7
[削除条文] 旧第6条 (道路と敷地の境界の明示)	9
[現行] 第6条 (崖に近接する建築物)	9
[現行] 第6条の2 (長屋)	12
[削除条文] 旧第8条 (便所の構造)	16
第3章 特殊建築物.....	17
[削除条文] 旧第6条 (特殊建築物の屋内に面する部分)	17
第1節 通則.....	17
[現行] 第7条 (特殊建築物)	17
[現行] 第8条 (敷地と道路との関係)	21
[現行] 第9条 (前面空地)	23
[現行] 第10条 (前面空地の例外の措置)	25
[削除条文] 旧第10条 (特殊建築物に設ける直通階段)	26
[削除条文] 旧第11条	27
[削除条文] 旧第13条 (屋根)	27
[削除条文] 旧第14条 (屋外階段の構造)	28
[削除条文] 旧第15条 (外壁等の防火構造)	28
[削除条文] 旧第16条 (防火区画)	28
第2節 削除.....	28
[削除条文] 旧第17条 (避難用建築物)	29
[削除条文] 旧第18条 (木造校舎と隣地境界線との距離)	29
[削除条文] 旧第19条 (教室等の出入口)	29
[削除条文] 旧第11条 (構造)	30
[削除条文] 旧第12条 (出入口)	30
[削除条文] 旧第22条 (重層長屋の内装)	31
[削除条文] 旧第23条 (上階に設ける場合の構造)	32
[削除条文] 旧第24条 (出入口)	32

[削除条文]	旧第 25 条	(炊事場)	32
[削除条文]	旧第 26 条	(共用の便所)	33
[削除条文]	旧第 27 条	(養老院の廊下および階段)	33
[削除条文]	旧第 28 条	(ホテルまたは旅館の出入口)	34
[削除条文]	旧第 29 条	(下宿の便所)	34
[削除条文]	旧第 30 条	(廊下の幅)	34
[削除条文]	旧第 33 条	(耐火構造とすべき旅館等)	34
[削除条文]	旧第 34 条	(防火構造とすべき旅館等)	35
[削除条文]	旧第 35 条	(危険物の貯蔵又は処理場の構造)	35
[削除条文]	旧第 31 条	(百貨店の敷地と道路との関係)	35
[削除条文]	旧第 32 条	(吹き抜け)	36
[削除条文]	旧第 33 条	(マーケットの出入口および屋内通路)	36
[削除条文]	旧第 34 条	(便所)	36
第 3 節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場			37
[削除条文]	旧第 35 条	(敷地と道路との関係)	37
[削除条文]	旧第 36 条	(側面空地)	38
[現行]	第 13 条	(出入口及び非常口)	38
[削除条文]	旧第 38 条	(直通階段の構造)	40
[現行]	第 14 条	(廊下)	40
[現行]	第 15 条	(客席の段床)	42
[削除条文]	旧第 41 条	(客席の構造)	43
[削除条文]	[現行] 第 16 条	(客席と舞台との区画)	43
[削除条文]	旧第 43 条	(舞台部の構造)	44
[現行]	第 17 条	(主階が避難階以外にある興行場等)	45
[現行]	第 18 条	(制限の緩和)	48
[削除条文]	旧第 27 条	(公衆浴場の間口等)	49
[削除条文]	旧第 46 条	(主要構造部)	50
[削除条文]	旧第 47 条	(小屋裏の構造)	50
[削除条文]	旧第 48 条	(火たき場)	50
[削除条文]	旧第 49 条	(煙突)	51
第 4 節 自動車車庫、自動車修理工場			51
[現行]	第 19 条	(自動車車庫等の位置)	51
[削除条文]	旧第 51 条	(自動車車庫等の出入口)	54
[削除条文]	旧第 52 条	(自動車修理場の構造)	55
[削除条文]	旧第 53 条	(建築物の一部に設ける場合の構造)	55
第 3 章の 2 日影による中高層の建築物の高さの制限			56
[現行]	第 19 条の 2	(対象区域及び日影時間の指定)	56
[削除条文]	旧第 19 条の 2	(適用の範囲)	57
[削除条文]	旧第 19 条の 3	(利用者用の主たる出入口等)	57
[削除条文]	旧第 19 条の 4	(利用者用の廊下)	58
[削除条文]	旧第 19 条の 5	(利用者用の階段)	58
[削除条文]	旧第 19 条の 6	(利用者用の居室の出入口)	58
[削除条文]	旧第 19 条の 7	(利用者用のエレベーター)	59
[削除条文]	旧第 19 条の 8	(利用者用の便所)	59
[削除条文]	旧第 19 条の 9	(利用者用の客席等)	59

[削除条文] 旧第 19 条の 10	(制限の緩和)	60
[削除条文] 旧第 19 条の 11	(既存の建築物に対する制限の緩和)	60
第 4 章 雑則		60
[現行] 第 20 条	(適用除外)	60
[現行] 第 21 条		60
[削除条文] 旧第 55 条	(特殊建築物の用途変更)	62
[削除条文] 旧第 21 条	(煙突のライニング)	62
[現行] 第 22 条	(手数料の徴収)	63
[現行] 第 23 条	(手数料の納付等)	69
[現行] 第 24 条	(手数料の減免)	69
第 5 章 罰則		70
[現行] 第 25 条	(違反罰則)	70
[現行] 第 26 条	(両罰規定)	72
[現行] 別表 (第 19 条の 2 関係)		77

昭26条例30・追加

第1章 総則

【現行】 第1条 (趣旨)

昭25条例65 第1条 (目的) 施行：昭和25年11月23日

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号)(以下「法」という。)第40条、第43条の規定による建築に関する制限は、この条例の定めるところによる。

昭26条例30・全部改正 施行：昭和26年7月10日

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号)(以下「法」という。)第40条、第43条第2項、第88条第1項の規定において準用する第40条及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)(以下「令」という。)第30条の規定による建築に関する制限は、この条例の定めるところによる。

昭35条例13・全部改正 (趣旨) 施行：昭和35年8月5日

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第40条による建築物の敷地、構造または建築設備に関する制限および法第43条第2項による建築物の敷地または建築物と道路との関係についての制限は、この条例の定めるところによる。

昭54条例24・一部改正 施行：昭和54年11月1日

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第40条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限、法第43条第2項の規定による建築物の敷地又は建築物と道路との関係についての制限及び法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限は、この条例の定めるところによる。

平12条例2・一部改正 施行：平成12年4月1日

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第40条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限、法第43条第2項の規定による建築物の敷地又は建築物と道路との関係についての制限、法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限及び法に基づく申請に係る手数料は、この条例の定めるところによる。

平30条例34・一部改正 施行：平成30年10月5日

第1条 建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第40条の規定による建築物の敷地、構造又は建築設備に関する制限、法第43条第3項の規定による建築物の敷地又は建築物と道路との関係についての制限、法第56条の2第1項の規定による日影による中高層の建築物の高さの制限及び法に基づく申請に係る手数料は、この条例の定めるところによる。

[削除条文] 旧第2条

昭25条例65 施行：昭和25年11月23日

第2条 都市計画区域内における建築物の敷地には、これが接する道路に沿い、適当な配勾を有する雨水溝を設けなければならない。但し、これに代る溝があるとき又は地形上設け難いときは、この限りでない。

2 前項の雨水溝は、幅員及び深さを各18センチメートル以上としなければならない。

昭26条例30 施行：昭和26年7月10日

第2条 削除

昭26条例30・追加

第2章 一般建築物

昭35条例13・改称

第2章 建築物の敷地および構造

[現行] 第2条 (かど敷地内の建築制限)

昭26条例30・追加 施行：昭和26年7月10日

第2条 都市計画区域内において、幅員がそれぞれ6メートル以下の道路が交わるかど敷地にあつては、敷地のすみ角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分内に、又はその部分に突き出して建築物を建築し、又は通行上支障がある工作物の類を築造してはならない。但し、すみ角が120度以上のときはこの限りでない。

昭35条例13・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第2条 都市計画区域内において、幅員がそれぞれ6メートル以下の道路が交わるかど敷地にあつては、敷地のすみ角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分内に、またはその部分に突き出して建築物を建築し、または通行上支障がある工作物の類を築造してはならない。ただし、すみ角が120度以上のときは、この限りでない。

昭46条例14・一部改正 施行：昭和46年4月1日

第2条 都市計画区域内において、幅員がそれぞれ6メートル未満の道路が交わるかど敷地にあつては、敷地のすみ角をはさむ辺の長さ2メートルの二等辺三角形の部分内に、またはその部分に突き出して建築物を建築し、または通行上支障がある工作物の類を築造してはならない。ただし、すみ角が120度以上のときは、この限りでない。

【現行】 第3条 (路地敷地内の建築制限)

昭26条例30・追加 施行：昭和26年7月10日

第3条 都市計画区域内において、道路の一端が巾員1.8メートル未満の道に接続するときは、その道内に、又はその道に突き出して建築物を建築し、又は通行上支障がある工作物を築造してはならない。

2 前項の規定は、同項の道路の一端が他の道路と接続するに至った時は適用しない。

昭35条例13・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第3条 都市計画区域内において、道路の一端が幅員1.8メートル未満の道に接続するときは、その道内に、もしくはその道に突き出して建築物を建築し、または通行上支障がある工作物の類を築造してはならない。

【現行】 第4条 (敷地の形)

昭26条例30・追加 施行：昭和26年7月10日

第4条 都市計画区域内において、敷地が路地状部分のみで道路に接するときは、その路地状部分の幅員は、左の表に掲げる限度以上としなければならない。但し、増築又は改築する場合は、この限りでない。

<u>路地状部分の長さ</u>	<u>幅員</u>
<u>10メートル以内のとき</u>	<u>2メートル</u>
<u>10メートルをこえ20メートル以内のとき</u>	<u>3メートル</u>
<u>20メートルをこえるとき</u>	<u>4メートル</u>

2 前項の路地状部分に建築物を建築してはならない。

昭35条例13・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第4条 都市計画区域内において、建築物の敷地が路地状部分のみで道路に接するときは、その路地状部分の1の幅員は、次の表に掲げる数値以上としなければならない。ただし、増築、改築、大規模の修繕または大規模の模様替えをする場合は、この限りでない。

<u>路地状部分の長さ</u>	<u>幅員</u>
<u>10メートル以内のとき</u>	<u>2メートル</u>
<u>10メートルをこえ20メートル以内のとき</u>	<u>3メートル</u>
<u>20メートルをこえるとき</u>	<u>4メートル</u>

2 前項の路地状部分に建築物（避難上支障のない門およびへいを除く。）を建築してはならない。

昭46条例14・一部改正 施行：昭和46年4月1日

第4条 都市計画区域内において、建築物の敷地が路地状部分のみで道路に接するときは、その路地状部分の1の幅員は、次の表に掲げる数値以上としなければならない。ただし、増築、改築、大規模の修繕または大規模の模様替えをする場合は、この限りでない。

路地状部分の長さ	幅員
<u>20メートル以内</u> のとき	2メートル
<u>20メートルをこえ35メートル以内</u> のとき	3メートル
<u>35メートルをこえる</u> とき	4メートル

2 前項の路地状部分に建築物（避難上支障のない門およびへいを除く。）を建築してはならない。

平13条例11・一部改正 施行：平成13年5月1日

第4条 都市計画区域内において、建築物の敷地が路地状部分のみで道路に接するときは、その路地状部分の一の幅員は、次の表に掲げる数値以上としなければならない。ただし、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合は、この限りでない。

路地状部分の長さ	幅員
20メートル以内のとき	2メートル
20メートルを <u>超え</u> 35メートル以内のとき	3メートル
35メートルを <u>超える</u> とき	4メートル

2 法第86条第1項若しくは第2項又は第86条の2第1項の規定により認定を受けた建築物に対する前項の規定の適用については、これらの建築物は同一敷地内にあるものとみなす。

3 第1項の路地状部分の建築物（避難上支障のない門及び塀を除く。）を建築してはならない。

[現行] 第5条 （大規模建築物の敷地と道路との関係）

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第5条 都市計画区域内にある延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計をいい、主要構造部が耐火構造の部分を含む建築物で、その部分とその他の部分とが耐火構造とした壁または甲種防火戸で区画され、かつ、外壁の開口部の延焼のおそれのある部分に防火戸を設けているときは、その部分の床面積を除く。）が1,000平方メートルをこえる耐火建築物または簡易耐火建築物以外の建築物の敷地は、第3章において特に定めのある場合を除き、幅員4メートル以上の道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、建築物の周囲に公園、広場等の空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないときは、この限りでない。

昭46条例14・一部改正 施行：昭和46年4月1日

第5条 都市計画区域内にある延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルをこえる耐火建築物または簡易耐火建築物以外の建築物の敷地は、第3章において特に定めのある場合を除き、幅員4メートル以上の道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、建築物が防火上有効に区画されている場合または敷地の周囲に公園、広場等の空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないときは、この限りでない。

昭54条例24・一部改正 施行：昭和54年11月1日

第5条 都市計画区域内にある延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、第3章において特に定めのある場合を除き、幅員4メートル以上の道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、建築物が防火上有効に区画され、かつ、敷地の周囲に公園、広場等の空地があり、その他これと同様の状況にある場合で安全上支障がないときは、この限りでない。

昭59条例37・一部改正 施行：昭和59年3月28日

第5条 都市計画区域内にある延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、第3章において特に定めのある場合を除き、幅員4メートル以上の道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、既に幅員4メートル以上の道路に接して建築物が建築されている敷地において従前の建築物の全部を除却し、従前と同一の用途に供する耐火建築物を建築する場合、建築物が防火上有効に区画され、かつ、敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合、その他これらと同様の状況にあり、安全上支障がない場合は、この限りでない。

平13条例11・一部改正 施行：平成13年5月1日

第5条 都市計画区域内にある延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、第3章において特に定めのある場合を除き、幅員4メートル以上の道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

(1) 法第43条第1項ただし書の規定により許可を受けた場合

(2) 次のア又はイに該当し、かつ、敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第115条の2の2第1項第1号に掲げる基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は令第112条第1項に規定する特定防火設備で延べ面積1,000平方メートル以内ごとに区画する場合

イ 延べ面積の合計1,000平方メートル以内ごとの建築物に区画し、その周囲に幅員3メートル以上の通路を設ける場合

平27条例32・一部改正 施行：平成27年6月1日

第5条 都市計画区域内にある延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、次章に別段の定めがある場合を除き、幅員4メートル以上の道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法第43条第1項ただし書の規定により許可を受けた場合

(2) 次のいずれかに該当し、かつ、敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第1項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は同項に規定する特定防火設備で延べ面積1,000平方メートル以内ごとに区画する場合

イ 延べ面積の合計1,000平方メートル以内ごとの建築物に区画し、その周囲に幅員3メートル以上の通路を設ける場合

平30条例34・一部改正 施行：平成30年10月5日

第5条 都市計画区域内にある延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が1,000平方メートルを超える建築物の敷地は、次章に別段の定めがある場合を除き、幅員4メートル以上の道路に6メートル以上接しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法第43条第2項第2号の規定により許可を受けた場合

(2) 次のいずれかに該当し、かつ、敷地の周囲に公園、広場等の空地がある場合

ア 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第112条第1項に規定する一時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は同項に規定する特定防火設備で延べ面積1,000平方メートル以内ごとに区画する場合

イ 延べ面積の合計1,000平方メートル以内ごとの建築物に区画し、その周囲に幅員3メートル以上の通路を設ける場合

【削除条文】 旧第6条 （道路と敷地の境界の明示）

昭26条例30・追加 旧第5条 （敷地境界線の明示） 施行：昭和26年7月10日

第5条 都市計画区域内における建築物の敷地には、道路に接し、葛石その他これに類するもので、明示しなければならない。

昭35条例13・全部改正・旧第5条繰下 施行：昭和35年8月5日

第6条 都市計画区域内における建築物の敷地には、道路に接し、帯状にコンクリートその他これに類するものでその境界を明示しなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第6条 削除

【現行】 第6条 （崖に近接する建築物）

昭35条例13・追加 旧第7条 （がけに近接する建築物） 施行：昭和35年8月5日

第7条 高さ2メートルをこえるがけに近接して建築物を建築するときは、当該建築物とがけとの間に、がけ上にあつてはがけの下端から、がけ下にあつてはがけの上端から、がけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、がけのこうばいが、30度以下のときまたはがけの状況もしくは建築物の構造により安全上支障がないときは、この限りでない。

昭46条例14・旧第7条繰上 施行：昭和46年4月1日

第6条 高さ2メートルをこえるがけに近接して建築物を建築するときは、当該建築物とがけとの間に、がけ上にあつてはがけの下端から、がけ下にあつてはがけの上端から、がけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、がけのこうばいが、30度以下のときまたはがけの状況もしくは建築物の構造により安全上支障がないときは、この限りでない。

平13条例11・全改 施行：平成13年5月1日

第6条 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為の許可又は宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成の許可を受けた場合を除き、高さ2メートルを超えるがけ（宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「宅造令」という。）第1条第2項又は第4項に規定するがけをいう。以下同じ。）に近接して建築物を建築するときは、当該建築物とがけとの間に、がけ上にあつてはがけの下端から、がけ下にあつてはがけの上端から、がけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 切土をした土地の部分に生じるがけ面が宅造令第5条第1項ただし書の規定に該当する場合
- (2) 宅造令第5条第2項の規定により、擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合
- (3) がけ面が鉄筋コンクリート造又は間知石練積み造その他これらに類する構造の擁壁で、宅造令第7条から第10条までの技術基準に適合するものにより保護された場合
- (4) がけの上に建築物を建築する場合で、当該建築物の基礎を鉄筋コンクリート造の布基礎その他これに類するものとし、がけの下端から30度の角度をなす面の下方に当該基礎の底（杭基礎にあつては、杭の先端）を設けたとき。
- (5) その他特定行政庁が安全上支障がないと認める場合

平19条例10・一部改正 施行：平成19年6月20日

第6条 都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為の許可又は宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）に基づく宅地造成の許可を受けた場合を除き、高さ2メートルを超えるがけ（宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「宅造令」という。）第1条第2項又は第4項に規定するがけをいう。以下同じ。）に近接して建築物を建築するときは、当該建築物とがけとの間に、がけ上にあつてはがけの下端から、がけ下にあつてはがけの上端から、がけの高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 切土をした土地の部分に生じるがけ面が宅造令第6条第1項第1号イに該当する場合
- (2) 宅造令第6条第1項第1号ロに該当するがけ面で、擁壁の設置が必要でないことが確かめられた場合
- (3) がけ面が鉄筋コンクリート造又は間知石練積み造その他これらに類する構造の擁壁で、宅造令第7条から第10条までの技術基準に適合するものにより保護された場合
- (4) がけの上に建築物を建築する場合で、当該建築物の基礎を鉄筋コンクリート造の布基礎その他これに類するものとし、がけの下端から30度の角度をなす面の下方に当該基礎の底（杭基礎にあつては、杭の先端）を設けたとき。
- (5) その他特定行政庁が安全上支障がないと認める場合

平27条例32・全改 （崖に近接する建築物） 施行：平成27年6月1日

第6条 高さ2メートルを超える崖に近接して建築物を建築するときは、当該建築物と崖との間に、崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から、崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 次号に規定する建築物を建築する場合以外の場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。

- ア 崖面が宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「宅造令」という。）第6条第1項第1号イ又はロに規定する崖面に該当するとき。
- イ 崖面が鉄筋コンクリート造又は間知石練積み造その他これらに類する構造の擁壁で、宅造令第7条から第10条までに規定する技術的基準に適合するものにより保護されたとき。
- ウ 崖の上に建築物を建築する場合で、当該建築物の基礎を鉄筋コンクリート造の布基礎その他これに類するものとし、かつ、崖の下端から30度の角度をなす面の下方に当該基礎の底（杭基礎にあつては、杭の先端）を設けたとき。
- エ 崖の下に建築物を建築する場合で、次のいずれかに該当するとき。
- (ア) 当該建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分（崖の崩壊（崖である土地が崩壊する自然現象をいう。以下同じ。）による衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下「外壁等」という。）が、当該衝撃が作用した場合においても破壊を生じない構造方法を用いるものであるとき。
- (イ) (ア)に規定する構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀を、崖の崩壊により当該建築物の外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るように設けたとき。
- オ その他特定行政庁が安全上支障がないと認めるとき。
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物を建築する場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。
- ア 当該建築物が令第80条の3に規定する構造方法を用いるものであるとき。
- イ 令第80条の3ただし書の場合に該当するとき。
- 2 前項の規定は、次の工事に係る当該崖については、適用しない。
- (1) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項本文の規定による許可に係る宅地造成に関する工事として行われた崖の工事（当該許可の内容（同法第12条第4項の規定によりその内容とみなされるものを含む。）に適合するものに限る。）
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定による許可に係る開発行為に関する工事として行われた崖の工事（当該許可の内容（同法第35条の2第5項の規定によりその内容とみなされるものを含む。）に適合するものに限る。）
- 3 前2項に規定する「崖」及び「崖面」とは、宅造令第1条第2項に規定する崖及び崖面をいう。この場合において、同条第4項に規定する上下の崖は、一体の崖とみなす。

令5条例5・一部改正 施行：令和5年5月26日

- 第6条 高さ2メートルを超える崖に近接して建築物を建築するときは、当該建築物と崖との間に、崖の上にあつては崖の下端から、崖の下にあつては崖の上端から、崖の高さの2倍以上の水平距離を保たなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 次号に規定する建築物を建築する場合以外の場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。
- ア 崖面が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「宅造令」という。）第8条第1項第1号イからハまでのいずれかに該当するとき。
- イ 崖面が鉄筋コンクリート造又は間知石練積み造その他これらに類する構造の擁壁で、宅造令第9条から第12条までに規定する技術的基準に適合するものにより保護されたとき。

- ウ 崖の上に建築物を建築する場合で、当該建築物の基礎を鉄筋コンクリート造の布基礎その他これに類するものとし、かつ、崖の下端から30度の角度をなす面の下方に当該基礎の底（杭基礎にあつては、杭の先端）を設けたとき。
- エ 崖の下に建築物を建築する場合で、次のいずれかに該当するとき。
- (ア) 当該建築物の外壁及び構造耐力上主要な部分（崖の崩壊（崖である土地が崩壊する自然現象をいう。以下同じ。）による衝撃が作用すると想定される部分に限る。以下「外壁等」という。）が、当該衝撃が作用した場合においても破壊を生じない構造方法を用いるものであるとき。
- (イ) (ア)に規定する構造方法を用いる外壁等と同等以上の耐力を有する門又は塀を、崖の崩壊により当該建築物の外壁等に作用すると想定される衝撃を遮るように設けたとき。
- オ その他特定行政庁が安全上支障がないと認めるとき。
- (2) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内に居室を有する建築物を建築する場合にあつては、次のいずれかに該当するとき。
- ア 当該建築物が令第80条の3に規定する構造方法を用いるものであるとき。
- イ 令第80条の3ただし書の場合に該当するとき。
- 2 前項の規定は、次の工事に係る当該崖については、適用しない。
- (1) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第12条第1項の規定による許可に係る宅地造成等に関する工事として行われた崖の工事（当該許可の内容（同法第16条第4項の規定によりその内容とみなされるものを含む。）に適合するものに限る。）
- (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定による許可に係る開発行為に関する工事として行われた崖の工事（当該許可の内容（同法第35条の2第5項の規定によりその内容とみなされるものを含む。）に適合するものに限る。）
- 3 前2項に規定する「崖」及び「崖面」とは、宅造令第1条第1項に規定する崖及び崖面をいう。この場合において、同条第3項に規定する上下の崖は、一体の崖とみなす。

【現行】 第6条の2 （長屋）

昭54条例24・追加 施行：昭和54年11月1日

- 第6条の2 都市計画区域内にある長屋は、次の各号に定めるところによらなければならない。
- (1) 木造の長屋は、5戸建て以下で、かつ、階数を2以下とすること。
- (2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。
- (3) 各戸には、便所及び炊事場を設けること。
- 2 前項の長屋の各戸の主な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、主な出入口が次の各号の一に該当するものは、この限りでない。
- (1) 2戸建てで敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの
- (2) 耐火建築物又は簡易耐火建築物で各戸の界壁が耐火構造であり、かつ、両端が道路に通ずる敷地内の幅員3メートル以上の通路又は一端が道路に通ずる敷地内の幅員3

メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの
(3) 公園、広場その他これらに類する空地に面するもの

昭63条例30・一部改正 施行：昭和63年12月23日

第6条の2 都市計画区域内にある長屋は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 木造の長屋は、5戸建て以下で、かつ、階数を2以下とすること。ただし建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2各号に掲げる技術的基準に適合する木造の長屋については、階数を3とすることができる。
 - (2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。
 - (3) 各戸には、便所及び炊事場を設けること。
- 2 前項の長屋の各戸の主な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、主な出入口が次の各号の一に該当するものは、この限りでない。
- (1) 2戸建てで敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの
 - (2) 耐火建築物又は簡易耐火建築物で各戸の界壁が耐火構造であり、かつ、両端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上の通路又は一端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの
 - (3) 公園、広場その他これらに類する空地に面するもの

平5条例6・一部改正 施行：平成5年6月25日

第6条の2 都市計画区域内にある長屋は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 木造の長屋（準耐火建築物を除く。以下この号において同じ。）は、5戸建て以下で、かつ、階数を2以下とすること。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第136条の2各号に掲げる技術的基準に適合する木造の長屋については、階数を3とすることができる。
 - (2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。
 - (3) 各戸には、便所及び炊事場を設けること。
- 2 前項の長屋の各戸の主な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、主な出入口が次の各号の一に該当するものは、この限りでない。
- (1) 2戸建てで敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの
 - (2) 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が耐火構造であり、かつ、両端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上の通路又は一端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの
 - (3) 公園、広場その他これらに類する空地に面するもの

平7条例12・一部改正 施行：平成7年10月1日

第6条の2 都市計画区域内にある長屋は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 木造の長屋（準耐火建築物を除く。以下この号において同じ。）は、5戸建て以下で、かつ、階数を2以下とすること。ただし、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第136条の2各号に掲げる技術的基準に適合する木造の長屋については、階数を3とすることができる。
- (2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設ける

こと。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。

(3) 各戸には、便所及び炊事場を設けること。

2 前項の長屋の各戸の主な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、主な出入口が次の各号の一に該当するものは、この限りでない。

(1) 2戸建てで敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの

(2) 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が耐火構造であり、かつ、両端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上の通路又は一端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの

(3) 公園、広場その他これらに類する空地に面するもの

平13条例11・一部改正 施行：平成13年5月1日

第6条の2 都市計画区域内にある長屋は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 法第23条に規定する木造建築物等である長屋（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）は、5戸建て以下で、かつ、階数を2以下とすること。ただし、令第136条の2各号に掲げる技術的基準に適合する場合には、階数を3とすることができる。

(2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。

(3) 各戸には、便所及び炊事場を設けること。

2 前項の長屋の各戸の主な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、主な出入口が次の各号の一に該当するものは、この限りでない。

(1) 2戸建てで敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの

(2) 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が耐火建築物にあつては耐火構造、準耐火建築物にあつては準耐火構造であり、かつ、両端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上の通路又は一端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの

(3) 公園、広場その他これらに類する空地に面するもの

平27条例32・一部改正 施行：平成27年6月1日

第6条の2 都市計画区域内にある長屋は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 法第23条に規定する木造建築物等である長屋（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）は、5戸建て以下で、かつ、階数を2以下とすること。ただし、令第136条の2各号に掲げる技術的基準に適合する場合には、階数を3とすることができる。

(2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。

(3) 各戸には、便所及び炊事場を設けること。

2 前項の長屋の各戸の主な出入口は、道路（法第43条第1項ただし書の規定による許可を受けた長屋にあつては、当該長屋が当該許可の内容に適合するためその敷地が接しなければならないとされた道又は通路を含む。第2号において同じ。）に面して設けなければならない。ただし、主な出入口が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(1) 2戸建てで敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの

(2) 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が耐火建築物にあつては耐火構造、準

耐火建築物にあつては準耐火構造であり、かつ、両端が道路に通じる敷地内の幅員 3メートル以上の通路又は一端が道路に通じる敷地内の幅員 3メートル以上、長さ 35メートル以内の通路に面するもの
(3)公園、広場その他これらに類する空地に面するもの

平30条例34・一部改正 施行：平成30年10月5日

第6条の2 都市計画区域内にある長屋は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 法第23条に規定する木造建築物等である長屋（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）は、5戸建て以下で、かつ、階数を2以下とすること。ただし、令第136条の2各号に掲げる技術的基準に適合する場合には、階数を3とすることができる。

(2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。

(3) 各戸には、便所及び炊事場を設けること。

2 前項の長屋の各戸の主な出入口は、道路（法第43条第2項第2号の規定による許可を受けた長屋にあつては、当該長屋が当該許可の内容に適合するためその敷地が接しなければならないとされた道又は通路を含む。第2号において同じ。）に面して設けなければならない。ただし、主な出入口が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(1) 2戸建てで敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの

(2) 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が耐火建築物にあつては耐火構造、準耐火建築物にあつては準耐火構造であり、かつ、両端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上の通路又は一端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの

(3) 公園、広場その他これらに類する空地に面するもの

令元条例59・一部改正 施行：令和元年10月3日

第6条の2 都市計画区域内にある長屋は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 法第23条に規定する木造建築物等である長屋（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）は、5戸建て以下で、かつ、階数を2以下とすること。ただし、知事が別に定める構造方法に適合する場合には、階数を3とすることができる。

(2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。

(3) 各戸には、便所及び炊事場を設けること。

2 前項の長屋の各戸の主な出入口は、道路（法第43条第2項第2号の規定による許可を受けた長屋にあつては、当該長屋が当該許可の内容に適合するためその敷地が接しなければならないとされた道又は通路を含む。第2号において同じ。）に面して設けなければならない。ただし、主な出入口が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

(1) 2戸建てで敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの

(2) 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が耐火建築物にあつては耐火構造、準耐火建築物にあつては準耐火構造であり、かつ、両端が道路に通じる敷地内の幅員3

- メートル以上の通路又は一端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの
- (3) 公園、広場その他これらに類する空地に面するもの

令6条例36・一部改正 施行：令和6年7月8日

- 第6条の2 都市計画区域内にある長屋は、次に定めるところによらなければならない。
- (1) 法第23条に規定する木造建築物等である長屋（耐火建築物又は準耐火建築物を除く。）は、5戸建て以下で、かつ、階数を2以下とすること。ただし、知事が別に定める構造方法に適合する場合には、階数を3とすることができる。
- (2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場その他これらに類する空地に接するときは、この限りでない。
- (3) 各戸には、便所及び炊事場を設けること。
- 2 前項の長屋の各戸の主な出入口は、道路（法第43条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号の規定による許可を受けた長屋にあつては、当該長屋が当該認定又は許可の内容に適合するためその敷地が接しなければならないとされた道又は通路を含む。第2号において同じ。）に面して設けなければならない。ただし、当該出入口が次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。
- (1) 2戸建てで敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの
- (2) 耐火建築物又は準耐火建築物で各戸の界壁が耐火建築物にあつては耐火構造、準耐火建築物にあつては準耐火構造であり、かつ、両端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上の通路又は一端が道路に通じる敷地内の幅員3メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの
- (3) 公園、広場その他これらに類する空地に面するもの

[削除条文] 旧第8条 (便所の構造)

昭26条例30 第3章 旧第7条 (改良便そう) 施行：平成26年7月10日

第7条 都市計画区域における学校、病院、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、ホテル、旅館、寄宿舎、停車場及びその他知事が指定する用途に供する建築物のくみ取便所の便そうは、令第31条に規定する改良便そうとしなければならない。

昭35条例13 第2章 旧第7条線下・全部改正

施行：昭和35年8月5日

- 第8条 都市計画区域にある建築物のうち、第9条各号（第3号、第11号および第12号を除く。）に掲げる用途に供する建築物および知事が別に指定する用途に供する建築物の便所は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第30条第1項の規定による構造としなければならない。
- 2 前項に掲げる建築物の便所をくみ取りとするときは、その便そうを令第31条の規定による改良便そうとしなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第8条 削除

昭26条例30・追加

第3章 特殊建築物

[削除条文] 旧第6条 (特殊建築物の屋内に面する部分)

昭26条例30・追加 施行：平成26年7月10日

第6条 準防火地域内における木造の特殊建築物で、左の各号の一に該当するものは、その壁及び天井（天井のない場合においては屋根）の屋内に面する部分を防火構造とし、又は不燃材料、木毛セメント板その他これらに類するものでおおい、若しくは防火塗料で塗装しなければならない。

- (1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供するもので、その客席の床面積の合計が100平方メートルをこえるもの
- (2) 共同住宅、寄宿舍又は病院の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルをこえるもの
- (3) 自動車車庫の用途に供するもの

昭35条例13 施行：昭和35年8月5日

第6条 削除

昭35条例13・追加

第1節 通則

[現行] 第7条 (特殊建築物)

昭35条例13・追加 旧第9条 施行：昭和35年8月5日

第9条 特殊建築物とは、次の各号に掲げる用途に供するものをいう。

- (1) 学校、体育館
- (2) 病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）
- (3) 長屋
- (4) 共同住宅、寄宿舍、養老院
- (5) ホテル、旅館、下宿
- (6) 百貨店、マーケット、卸売市場
- (7) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
- (8) 展示場、展覧会場
- (9) 遊技場、舞踏場、キャバレー、料理店
- (10) 公衆浴場

- (11) 倉庫（倉庫業を営まないものを除く。）
- (12) 自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が20平方メートル以内のものを除く。）、自動車修理場

昭46条例14・旧第9条繰上・一部改正 施行：昭和46年4月1日

- 第7条 特殊建築物とは、次の各号に掲げる用途に供するものをいう。
- (1) 学校、体育館
 - (2) 病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）
 - (3) 長屋
 - (4) 共同住宅、寄宿舎、養老院
 - (5) ホテル、旅館、下宿
 - (6) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が1,500平方メートル以内のものを除く。）、卸売市場
 - (7) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場
 - (8) 展示場、展覧会場
 - (9) 遊技場、舞踏場、キャバレー、料理店
 - (10) 公衆浴場
 - (11) 倉庫（倉庫業を営まないものを除く。）
 - (12) 自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）、自動車修理場
 - (13) 前各号のほか、これらに類する建築物で知事が指定するもの

昭54条例24・一部改正 施行：昭和54年11月1日

- 第7条 この章の規定は、次の各号に該当する特殊建築物に適用する。
- (1) 学校
 - (2) 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
 - (3) 病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）又は建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第19条第1項第1号に規定する児童福祉施設等
 - (4) 共同住宅又は寄宿舎
 - (5) ホテル、旅館又は下宿
 - (6) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）又は卸売市場
 - (7) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
 - (8) 展示場又は展覧会場
 - (9) 遊技場、舞踏場、キャバレー、料理店、待合、ナイトクラブ、バー又は飲食店（これらの用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
 - (10) 公衆浴場（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
 - (11) 倉庫（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
 - (12) 自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）又は自動車修理場
 - (13) 前各号のほか、これらに類する建築物で知事が指定するもの

昭63条例30・一部改正 施行：昭和63年12月23日

第7条 この章の規定は、次の各号に該当する特殊建築物に適用する。

- (1) 学校
- (2) 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- (3) 病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）又は建築基準法施行令第19条第1項第1号に規定する児童福祉施設等
- (4) 共同住宅又は寄宿舍
- (5) ホテル、旅館又は下宿
- (6) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）又は卸売市場
- (7) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
- (8) 展示場又は展覧会場
- (9) 遊技場、舞踏場、キャバレー、料理店、待合、ナイトクラブ、バー又は飲食店（これらの用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
- (10) 公衆浴場（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
- (11) 倉庫（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
- (12) 自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）又は自動車修理場
- (13) 前各号のほか、これらに類する建築物で知事が指定するもの

平5条例6・一部改正 施行：平成5年6月25日

第7条 この章の規定は、次に該当する特殊建築物に適用する。

- (1) 学校
- (2) 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- (3) 病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）又は建築基準法施行令第19条第1項第1号に規定する児童福祉施設等
- (4) 共同住宅又は寄宿舍
- (5) ホテル、旅館又は下宿
- (6) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）又は卸売市場
- (7) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
- (8) 展示場又は展覧会場
- (9) 遊技場、ダンスホール、キャバレー、料理店、待合、ナイトクラブ、バー又は飲食店（これらの用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
- (10) 公衆浴場（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
- (11) 倉庫（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
- (12) 自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）又は自動車修理場
- (13) 前各号のほか、これらに類する建築物で知事が指定するもの

平7条例12・一部改正 施行：平成7年10月1日

第7条 この章の規定は、次に該当する特殊建築物に適用する。

- (1) 学校
- (2) 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- (3) 病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）又は令第19条第1項第1号に規定する児童福祉施設等（以下「児童福祉施設等」という。）
- (4) 共同住宅又は寄宿舍
- (5) ホテル、旅館又は下宿
- (6) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）又は卸売市場
- (7) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
- (8) 展示場又は展覧会場
- (9) 遊技場、ダンスホール、キャバレー、料理店、待合、ナイトクラブ、バー又は飲食店（これらの用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
- (10) 公衆浴場（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
- (11) 倉庫（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
- (12) 自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）又は自動車修理場
- (13) 前各号のほか、これらに類する建築物で知事が指定するもの

平13条例11・一部改正 施行：平成13年5月1日

第7条 この章の規定は、次に該当する特殊建築物に適用する。

- (1) 学校
- (2) 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
- (3) 病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）又は令第19条第1項第1号に規定する児童福祉施設等（以下「児童福祉施設等」という。）
- (4) 共同住宅又は寄宿舍
- (5) ホテル、旅館又は下宿
- (6) 百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗（床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）又は卸売市場
- (7) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場
- (8) 展示場又は展覧会場
- (9) 遊技場、ダンスホール、キャバレー、料理店、待合、ナイトクラブ、バー又は飲食店（これらの用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
- (10) 公衆浴場（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
- (11) 倉庫（その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）
- (12) 自動車車庫（その用途に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以内のものを除く。）又は自動車修理工場
- (13) 前各号のほか、これらに類する建築物で知事が指定するもの

【現行】 第8条 (敷地と道路との関係)

昭35条例13・追加 旧第10条 (敷地の形) 施行：昭和35年8月5日

第10条 都市計画区域内にある特殊建築物(診療所、長屋、遊技場、舞踏場、キャバレー、料理店、公衆浴場および倉庫の用途に供する建築物を除く。)は、第4条の規定にかかわらず、路地状部分のみで道路に接する敷地に建築してはならない。ただし、共同住宅、寄宿舍、養老院、ホテル、旅館または下宿の用途に供する建築物で、その敷地の路地状部分が幅員4メートル以上、長さ20メートル以下であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その用途に供する部分の面積の合計)が200平方メートル以内のものは、この限りでない。

昭46条例14・旧第10条繰上・一部改正 (敷地と道路との関係) 施行：昭和46年4月1日

第8条 都市計画区域内にある特殊建築物(診療所、長屋、遊技場、舞踏場、キャバレー、料理店、公衆浴場および倉庫の用途に供する建築物を除く。)は、第4条の規定にかかわらず、路地状部分のみで道路に接する敷地に建築してはならない。ただし、共同住宅、寄宿舍、養老院、ホテル、旅館または下宿の用途に供する建築物で、その敷地の路地状部分が幅員4メートル以上、長さ20メートル以下であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その用途に供する部分の面積の合計)が200平方メートル以内のものは、この限りでない。

2 前項の特殊建築物のうち、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂または集会場(以下「興行場等」という。)の用途に供する建築物の敷地は、その境界線の全長の5分の1以上が幅員6メートル以上の道路に接しなければならない。

3 前2項の規定は、敷地が、公園、広場その他これらに類するものに避難上有効に接する場合等で安全上支障がないときは、適用しない。

昭54条例24・一部改正 施行：昭和54年11月1日

第8条 都市計画区域内にある特殊建築物は、第4条の規定にかかわらず、路地状部分のみで道路に接する敷地に建築してはならない。ただし、共同住宅、寄宿舍、ホテル、旅館又は下宿の用途に供する建築物で、その敷地の路地状部分が幅員4メートル以上、長さ20メートル以下であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その用途に供する部分の面積の合計)が200平方メートル以内のものは、この限りでない。

2 前項の特殊建築物のうち、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下「興行場等」という。)の用途に供する建築物及び体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、卸売市場、展示場又は展覧会場で、かつ、それらの用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物の敷地は、その境界線の全長の5分の1以上が幅員6メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、当該敷地の境界線の全長の3分の1以上が2以上の道路に接する場合にあつては、幅員6メートル以上の一の道路にその境界線の全長の8分の1以上が接し、かつ、他の道路の幅員を4メートル以上としなければならない。

3 前2項の規定は、敷地が、公園、広場その他これらに類するものに避難上有効に接する場合等で安全上支障がないときは、適用しない。

第8条 都市計画区域内にある特殊建築物は、第4条の規定にかかわらず、路地状部分のみで道路に接する敷地に建築してはならない。ただし、共同住宅、寄宿舎、ホテル、旅館又は下宿の用途に供する建築物で、その敷地の路地状部分が幅員4メートル以上、長さ20メートル以下であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その用途に供する部分の面積の合計）が200平方メートル以内のものは、この限りでない。

2 前項の特殊建築物のうち、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（以下「興行場等」という。）の用途に供する建築物及び体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、卸売市場、展示場又は展覧会場で、かつ、それらの用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物の敷地は、その境界線の全長の5分の1以上が幅員6メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、当該敷地の境界線の全長の3分の1以上が2以上の道路に接する場合にあつては、幅員6メートル以上の一の道路にその境界線の全長の8分の1以上が接し、かつ、他の道路の幅員を4メートル以上としなければならない。

3 前項の規定は、既にマーケット又は物品販売業を営む店舗が建築されている敷地において、従前と同一の用途に供する耐火建築物を建築し、かつ、当該敷地が幅員4メートル以上の前面道路と接する場合で、次の各号の一に該当するときは、適用しない。

(1) 敷地が1の道路に接する場合

ア 敷地の境界線の全長の5分の1以上が幅員6メートル未満の道路に接する場合

(ア) 建築物の床面積の合計が1,500平方メートルを超える場合は、建築物の前面に次条に規定する幅員の空地を設けるとき。

(イ) 建築物の床面積の合計が1,500平方メートル以下の場合は、建築物の前面に幅員3メートル以上の空地を設けるとき。

イ 敷地の境界線の全長5分の1未満が道路に接する場合であつて、前面道路とその敷地が接する部分の反対側となるその敷地の部分に、前面道路と敷地が接する部分の長さに6メートルを乗じて得た面積以上の避難上有効な空地を設け、かつ、この空地から前面道路に通じる幅員1.8メートル以上の通路を設けるとき。

(2) 敷地が2以上の道路に接する場合

ア 建築物の床面積の合計が1,500平方メートルを超える場合は、建築物の前面に次条に規定する幅員の空地を2以上設けるとき。

イ 建築物の床面積の合計が1,500平方メートル以下の場合は、建築物の前面に幅員3メートル以上の空地を2以上設けるとき。

4 前項第1号イの規定により通路を設ける場合は、建築物にその通路に通じる避難上有効な出口を設けなければならない。

5 前4項の規定は、敷地が、公園、広場その他これらに類するものに避難上有効に接する場合等で安全上支障がないときは、適用しない。

第8条 都市計画区域内にある特殊建築物は、第4条の規定にかかわらず、路地状部分のみで道路に接する敷地（路地状部分の幅員が8メートル以上のものを除く。）に建築してはならない。ただし、次の各号の一に該当するものは、この限りでない。

(1) 共同住宅、寄宿舎、ホテル、旅館又は下宿の用途に供する建築物で、その敷地の路地状部分が幅員4メートル以上、長さ20メートル以下であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その用途に

供する部分の床面積の合計)が200平方メートル以内のもの
 (2) 前号に規定する建築物以外の建築物で、その敷地の路地状部分が、次の表の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれに定める基準を満たすもの

建築物の床面積の合計	路地状部分	
	幅員	長さ
500平方メートル以内のもの	4メートル以上6メートル未満	路地状部分の幅員の2倍以下
	6メートル以上8メートル未満	70メートル以下
500平方メートルを超えるもの	6メートル以上8メートル未満	35メートル以下(路地状部分以外の面積が路地状部分の面積の1.5倍を超えない場合にあつては、70メートル以下)

- 2 前項の特殊建築物のうち、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場(以下「興行場等」という。)の用途に供する建築物及び体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、卸売市場、展示場又は展覧会場で、かつ、それらの用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物の敷地は、その境界線の全長の5分の1以上が幅員6メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、当該敷地の境界線の全長の3分の1以上が2以上の道路に接する場合にあつては、幅員6メートル以上の一の道路にその境界線の全長の8分の1以上が接し、かつ、他の道路の幅員を4メートル以上としなければならない。
- 3 前2項の規定は、特殊建築物の用途並びに敷地の規模、形態及び周囲の状況を考慮して特定行政庁が安全上支障がないと認める特殊建築物については、適用しない。

【現行】 第9条 (前面空地)

昭25条例65 旧第4条・旧第5条・旧第7条 施行：昭和25年11月23日

第4条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する特殊建築物の敷地には、その建築物の主な出入口が面する道に沿い、左の各号による幅員の空地を保有しなければならない。

- (1) 客席の床面積の合計が 500平方メートルをこえるものにあつては5メートル以上
 (2) 客席の床面積の合計が 500平方メートル以下のものにあつては3メートル以上。但し主要構造が耐火構造又は不燃材料で造られたもので、客席の床面積の合計が 200平方メートル以下のものにあつては2メートル以上

第5条 百貨店の用途に供する建築物の敷地には、その建築物の主な出入口が面する道に沿い、左の各号による幅員の空地を保有しなければならない。

- (1) 百貨店の用途に供する部分の床面積の合計が 1,000平方メートルをこえるものにあつては5メートル以上
 (2) 百貨店の用途に供する部分の床面積の合計が 300平方メートルをこえるものにあつては3メートル以上
 (3) 百貨店の用途に供する部分の床面積の合計が 300平方メートル以下のものにあつては2メートル以上

第7条 公衆浴場の用途に供する建築物の敷地には、その建築物の主な出入口が面する道

に沿い、幅員2メートル以上の空地进行を保有しなければならない。

昭26条例30・全改 旧第8条 施行：昭和26年7月10日

第8条 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する特殊建築物（以下「興行場等」という。）百貨店又は自動車車庫の用途に供する建築物の敷地には、その建築物の主な出入口が面する道路に沿い左の表による避難上有効な巾員の空地进行を保有しなければならない。

用途別	用途に供する部分の床面積の合計	空地の幅員
百貨店	1,000平方メートルをこえるもの	5メートル以上
	300平方メートルをこえるもの	3メートル以上
	300平方メートル以下のもの	2メートル以上
自動車車庫		1メートル以上
興行場等	客席の床面積の計500平方メートルをこえるもの	5メートル以上
	客席の床面積の計500平方メートル以下のもの（左欄に掲げるものを除く）	3メートル以上
	主要構造部が耐火構造又は不燃材料で造られたもので、客席の床面積の計200平方メートル以下のもの	2メートル以上

昭35条例13・旧第8条繰下・全部改正 旧第11条 施行：昭和35年8月5日

第11条 次の表に掲げる用途に供する特殊建築物の敷地には、その主な出入口がある建築物の前面にそれぞれに定める数値以上の幅員を有する空地进行を設けなければならない。

用途別	用途に供する部分の床面積の合計	空地の幅員	
		主な出入口が道路に面する場合	主な出入口が道路に面しない場合
百貨店またはマーケット	1,000平方メートルをこえるもの	5メートル	6メートル
	300平方メートルをこえるもの	3メートル	4メートル
	300平方メートル以内のもの	2メートル	4メートル
劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂または集会場	客席の床面積の合計500平方メートルをこえるもの	5メートル	6メートル
	客席の床面積の合計500平方メートル以内のもの（次欄に掲げるものを除く）	3メートル	4メートル
	耐火建築物または簡易耐火建築物で、客席の床面積の合計200平方メートル以内のもの	2メートル	4メートル
公衆浴場		2メートル	4メートル

2 前項に規定する空地で主な出入口が道路に面しない場合に設けるものは、その敷地の接する道路まで達せしめなければならない。

3 前2項の空地には、避難上支障がある工作物の類を築造してはならない。

昭46条例14・旧第11条繰上・一部改正 施行：昭和46年4月1日

第9条 次の表に掲げる用途に供する特殊建築物の敷地には、その主な出入口がある建築物の

前面にそれぞれに定める数値以上の幅員を有する空地を設けなければならない。

用途別	用途に供する部分の 床面積の合計	空地の幅員	
		主な出入口が道 路に面する場合	主な出入口が道路 に面しない場合
百貨店、マーケ ットまたは物品 販売業を営む店 舗	3,000平方メートルをこえるもの	5メートル	6メートル
	1,500平方メートルをこえるもの	3メートル	4メートル
興行場等	客席の床面積の合計が500平方 メートルをこえるもの	5メートル	6メートル
	客席の床面積の合計が500平方 メートル以内のもの	3メートル	4メートル

- 2 前項に規定する空地で主な出入口が道路に面しない場合に設けるものは、その敷地の接する道路まで達せしめなければならない。
- 3 前2項の空地には、避難上支障がある工作物の類を築造してはならない。

平13条例11・一部改正 施行：平成13年5月1日

第9条 次の表に掲げる用途に供する特殊建築物の敷地には、その主な出入口がある建築物の前面にそれぞれに定める数値以上の幅員を有する空地を設けなければならない。

用途別	用途に供する部分の 床面積の合計	空地の幅員	
		主な出入口が幅員4メートル以上の道に面する場合	主な出入口が幅員4メートル以上の道に面しない場合
百貨店、 <u>マー</u> <u>ケット</u> 又は物品 販売業を営む店 舗	3,000平方メートルを <u>超える</u> もの	5メートル	6メートル
	1,500平方メートルを <u>超える</u> もの	3メートル	4メートル
興行場等	客席の床面積の合計が500平方 メートルを <u>超える</u> もの	5メートル	6メートル
	客席の床面積の合計が500平方 メートル以内のもの	3メートル	4メートル

- 2 前項に規定する空地で主な出入口が幅員4メートル以上の道に面しない場合に設けるものは、その敷地の接する幅員4メートル以上の道まで達しなければならない。
- 3 前2項の空地には、避難上支障がある工作物の類を築造してはならない。

【現行】 第10条 (前面空地の例外の措置)

昭25条例65 旧第6条 施行：昭和25年11月23日

第6条 前2条の建築物の主な出入口が幅員20メートル以上の道（歩道及び車道の区別あるものに限る。）に面するときは、同条の規定にかかわらず空地を保有しないことができる。この場合においては、同条の規定による空地に代え、これに相当する歩廊を設けなければならない。

昭26条例30・旧第6条繰下・一部改正 旧第9条 施行：昭和26年7月10日

第9条 前条の建築物の主な出入口が幅員20メートル以上の道（歩道及び車道の区別あるものに限る。）に面するときは、同条の規定にかかわらず空地进行を保有しないことができる。この場合においては、同条の規定による空地进行に代え、これに相当する歩廊を設けなければならない。

昭35条例13・旧第9条繰下・全部改正 旧第12条 施行：昭和35年8月5日

第12条 前条第1項の建築物の主な出入口が幅員20メートル以上の道路（歩道および車道の区別あるものに限る。）に面するときは、前条第1項の規定にかかわらず、空地进行を設けないことができる。この場合においては、同条同項の規定による空地进行に代え、これに相当する歩廊を設けなければならない。

2 前条第1項および第2項の空地进行には、地盤面からの高さが3メートルをこえ、かつ、その空地进行の幅員の2分の1に相当する長さをこえない範囲内において、ひさしにあつては2メートル、その他の建築物の部分にあつては1メートルまで突き出すことができる。

昭46条例14・旧第12条繰上・一部改正 施行：昭和46年4月1日

第10条 前条第1項の建築物の主な出入口が幅員20メートル以上の道路（歩道および車道の区別あるものに限る。）に面するときは、前条第1項の規定にかかわらず、空地进行を設けないことができる。この場合においては、同条同項の規定による空地进行に代え、これに相当する歩廊を設けなければならない。

2 前条第1項および第2項の空地进行には、地盤面からの高さが3メートルをこえ、かつ、その空地进行の幅員の2分の1に相当する長さをこえない範囲内において、建築物の部分を突き出すことができる。

平13条例11・一部改正 施行：平成13年5月1日

第10条 前条第1項の建築物の主な出入口が幅員20メートル以上の道（歩道及び車道の区別あるものに限る。）に面するときは、前条第1項の規定にかかわらず、空地进行を設けないことができる。この場合においては、同項の規定による空地进行に代え、これに相当する歩廊を設けなければならない。

2 前条第1項及び第2項の空地进行には、地盤面からの高さが3メートルを超え、かつ、その空地进行の幅員の2分の1に相当する長さを超えない範囲内において、建築物の部分の突き出すことができる。

【削除条文】 旧第10条 （特殊建築物に設ける直通階段）

昭25条例65 施行：昭和25年11月23日

第10条 都市計画区域内においては、商品陳列場、遊技場、お茶屋、貸席料理店又は飲食店の用途に供する木造の建築物の避難階（直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。）以外の階が左の各号の一に該当するときは、その階から避難階に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

(1) その階が避難階の直上又は直下の階にあつては、その階における居室の床面積の合計が200平方メートルをこえるもの

(2) その階が前号以外の階にあつては、その階における居室の床面積の合計が100平

方メートルをこえるもの

昭26条例30・一部改正 施行：昭和26年7月10日

第10条 都市計画区域内においては、商品陳列場、遊技場、料理店、診療所、集会場、舞踏場、展覧会場又は飲食店の用途に供する木造の建築物の避難階以外の階が左の各号の一に該当するときは、その階から避難階に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

(1) その階が避難階の直上又は直下の階にあつては、その階における居室の床面積の合計が200平方メートルをこえるもの

(2) その階が前号以外の階にあつては、その階における居室の床面積の合計が100平方メートルをこえるもの

昭35条例13 施行：昭和35年8月5日

第10条 削除

【削除条文】 旧第11条

昭25条例65 施行：昭和25年11月23日

第11条 物干、物見台その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるものは、防火地域内においては不燃材料で造り、準防火地域又は法第22条の市街地の区域内においては不燃材料で造り、又はおおわなければならない。但し、準防火地域又は法第22条の市街地の区域内にある面積20平方メートル、床の高さ3.5メートル以下のものは、この限りでない。

昭26条例30 施行：昭和26年7月10日

第11条 削除

【削除条文】 旧第13条 (屋根)

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第13条 特殊建築物で、耐火建築物または簡易耐火建築物以外の建築物の屋根は、不燃材料で造り、またはふかななければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第13条 削除

[削除条文] 旧第 14 条 (屋外階段の構造)

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第14条 特殊建築物の屋外に設ける階段は、木造としてはならない。ただし、物干し、装飾塔その他これらに類するものに専用の階段は、この限りでない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第14条 削除

[削除条文] 旧第 15 条 (外壁等の防火構造)

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第15条 法第22条第1項の市街地の区域内にある木造の特殊建築物（長屋の用途に供する建築物を除く。）のうち、法第24条の規定の適用を受ける場合を除き、階数が2以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルをこえるものは、その外壁および軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第15条 削除

[削除条文] 旧第 16 条 (防火区画)

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第16条 第17条または第53条第1号の規定によつて建築物の一部の主要構造部を耐火構造としなければならない場合は、その部分とその他の部分とを耐火構造とした床もしくは壁または甲種防火戸で区画しなければならない。

2 建築物の一部を診療所、ホテル、旅館、下宿、遊戯場、舞踏場、キャバレーまたは料理店の用途に供するもので、階数が2以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルをこえるものは、その部分とその他の部分とを耐火構造とした壁、その両面を防火構造とした壁、甲種防火戸または乙種防火戸で区画しなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第16条 削除

昭35条例13・追加

第2節 学校

昭46条例14

第2節 削除

[削除条文] 旧第 17 条 (避難用建築物)

昭26条例30・追加 旧第11条 (小学校等の避難のための建築物)

施行：昭和26年7月10日

第11条 小学校、盲学校及びろうあ学校等の学校にあつては、児童及び生徒全員の避難用に供するため、講堂、屋内体操場又は校舎の一部の主要構造部を耐火構造としなければならない。但し、建築物の周囲に公園、広場等の空地があり、その他これと同様の状況にある場合で避難上支障がないときは、この限りでない。

2 前項の規定により耐火構造としなければならない部分と、耐火構造でない部分との境界に設ける開口部には、甲種防火戸を設けなければならない。

昭35条例13・旧第11条繰下・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第17条 小学校、盲学校、ろう学校および養護学校にあつては、児童および生徒全員の避難用に供するため、講堂、屋内体操場または校舎の一部の主要構造部を耐火構造としなければならない。ただし、建築物の周囲に公園、広場等の空地があり、その他これと同様の状況にある場合で、避難上支障がないときは、この限りでない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第17条 削除

[削除条文] 旧第 18 条 (木造校舎と隣地境界線との距離)

昭26条例30・追加 旧第12条 施行：昭和26年7月10日

第12条 学校の校舎が木造である場合においては、その本屋と隣地境界線又は道路の対側境界線との距離は、7メートル以上としなければならない。但し、公園、広場の類に面するときは、この限りでない。

昭35条例13・旧第12条繰下・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第18条 学校の校舎が木造であるときにおいては、その本屋と隣地境界線または道路の対側境界線との距離は、2階建にあつては7メートル以上、平屋建にあつては5メートル以上としなければならない。ただし、学校の用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以内のものまたは公園、広場の類に面するものは、この限りでない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第18条 削除

[削除条文] 旧第 19 条 (教室等の出入口)

昭26条例30 旧第13条 (学校の教室等の出入口) 施行：昭和26年7月10日

第13条 教室その他で児童及び生徒を収容する室には、廊下、広間又は屋外に面して、2以上の出入口を設けなければならない。

昭35条例13・旧第13条繰下・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第19条 教室その他児童及び生徒等を収容する室には、廊下、広間または屋外に面して、2以上の出入口を設けなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第19条 削除

昭35条例13・追加

第3節 長屋

昭46条例14・旧第3節繰上

第2節 長屋

昭54条例24

第2節 削除

[削除条文] 旧第11条 (構造)

昭35条例13・追加 旧第20条 施行：昭和35年8月5日

第20条 都市計画区域内にある長屋は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 木造の長屋は、5戸建以下、かつ、階数を2以下とすること。
- (2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場の類に接するときは、この限りでない。
- (3) 各戸には、便所および炊事場を設けること。

昭46条例14・旧第20条繰上 施行：昭和46年4月1日

第11条 都市計画区域内にある長屋は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 木造の長屋は、5戸建以下、かつ、階数を2以下とすること。
- (2) 前号の長屋の側面には、隣地境界線との間に50センチメートル以上の空地を設けること。ただし、隣地境界線が、公園、広場の類に接するときは、この限りでない。
- (3) 各戸には、便所および炊事場を設けること。

昭54条例24 施行：昭和54年11月1日

第11条 削除

[削除条文] 旧第12条 (出入口)

昭35条例13・追加 旧第21条 施行：昭和35年8月5日

第21条 都市計画区域内にある長屋の各戸の主な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、主な出入口が次の各号の1に該当するものは、この限りでない。

- (1) 2戸建て敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの
- (2) 耐火建築物または簡易耐火建築物で各戸の界壁が耐火構造であり、かつ、両端が道路に通ずる敷地内の幅員3メートル以上の通路または一端が道路に通ずる敷地内の幅員3メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの
- (3) 公園、広場の類に面するもの

昭46条例14・旧第21条繰上 施行：昭和46年4月1日

第12条 都市計画区域内にある長屋の各戸の主な出入口は、道路に面して設けなければならない。ただし、主な出入口が次の各号の1に該当するものは、この限りでない。

- (1) 2戸建て敷地内の幅員2メートル以上の通路に面するもの
- (2) 耐火建築物または簡易耐火建築物で各戸の界壁が耐火構造であり、かつ、両端が道路に通ずる敷地内の幅員3メートル以上の通路または一端が道路に通ずる敷地内の幅員3メートル以上、長さ35メートル以内の通路に面するもの
- (3) 公園、広場の類に面するもの

昭54条例24 施行：昭和54年11月1日

第12条 削除

[削除条文] 旧第22条 (重層長屋の内装)

昭35条例13・追加 旧第22条 施行：昭和35年8月5日

第22条 重層長屋で、床（最下階の床を除く。）が耐火構造でないものは、その直下の階の壁、天井の室内に面する部分および階段裏の仕上げを不燃材料、準不燃材料または難燃材料でしなければならない。ただし、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートル以内のものは、この限りでない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第22条 削除

昭35条例13・追加

第4節 共同住宅、寄宿舍、養老院

昭46条例14

第4節 削除

[削除条文] 旧第23条 (上階に設ける場合の構造)

昭26条例30・追加 旧第31条 (共同住宅の位置) 施行：昭和26年7月10日

第31条 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものは、建築物の主要構造部が耐火構造でない工場、市場、料理店、飲食店、倉庫、自動車車庫、興行場等及び公衆浴場の用途に供する建築物の上階に設けてはならない。

2 共同住宅又は寄宿舎で、その用途に供する建築物は、高架工作物内に建築してはならない。

昭35条例13・旧第31条繰上・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第23条 共同住宅、寄宿舎または養老院（以下「共同住宅等」という。）の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートル以上のものは、主要構造部が耐火構造でない特殊建築物（共同住宅等、自動車車庫および自動車修理場の用途に供する建築物を除く。）、工場および飲食店の用途に供する建築物の上階に設けてはならない。ただし、その下階を学校、体育館、病院、診療所、長屋、ホテル、旅館または下宿の用途に供するもので、下階の壁、天井の室内に面する部分および階段裏の仕上げを不燃材料、準不燃材料または難燃材料としたときは、この限りでない。

2 共同住宅等の用途に供する建築物は、高架工作物内に建築してはならない。ただし、高架工作物の構造および用途により、安全上および衛生上支障がないときは、この限りでない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第23条 削除

[削除条文] 旧第24条 (出入口)

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第24条 都市計画区域内にある共同住宅等の各出入口は、道路または道路等安全な場所に通ずる敷地内の幅員1.5メートル以上の通路または避難上有効な空地に面して設けなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第24条 削除

[削除条文] 旧第25条 (炊事場)

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第25条 共同住宅等で炊事場を共同とするときは、共用する住戸または住室それぞれ1につき、1平方メートルの割合で計算した数値以上の床面積の共同炊事場を各階ごとに設けなければならない。

2 耐火建築物でない共同住宅等の共同炊事場は、その壁、天井（天井のないときにおい

ては、屋根)の室内に面する部分および床を不燃材料で造り、または仕上げなければならない。

3 前項の規定は、耐火建築物でない共同住宅等で、それぞれの住戸または住室に炊事場を設ける場合に準用する。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第25条 削除

[削除条文] 旧第26条 (共用の便所)

昭26条例30・追加 旧第32条 (共同住宅の便所) 施行：昭和26年7月10日

第32条 共同住宅又は寄宿舎の用途に供する建築物で、便所を共用とする場合は、住戸にあつては4戸につき、住室にあつては5室につき大便器及び小便器1個以上を有する便所を各階ごとに設けなければならない。

昭35条例13・旧第32条繰上・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第26条 共同住宅等で便所を共同とする場合は、住戸にあつては2戸につき、住室にあつては3室につき、便器1個以上を有する便所を各階ごとに設けなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第26条 削除

[削除条文] 旧第27条 (養老院の廊下および階段)

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第27条 養老院の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が100平方メートルをこえる階における廊下の幅は、両側に居室のある場合にあつては1.6メートル以上、片側のみに居室のある場合にあつては1.2メートル以上としなければならない。ただし、浴室、便所またはなん戸の類に専用の廊下にあつては、この限りでない。

2 前項の階(避難階を除く。)においては、その階から避難階または地上に通ずる2以上の直通階段を設けなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第27条 削除

昭35条例13・追加

第5節 ホテル、旅館、下宿

昭46条例14

第5節 削除

[削除条文] 旧第 28 条 (ホテルまたは旅館の出入口)

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第 28 条 都市計画区域内にあるホテルまたは旅館の用途に供する建築物で、居室の床面積の合計が 200 平方メートルをこえるものにあつては、その各出入口（縁側を含み、従業員に専用の出入口を除く。）は、道路または道路等安全な場所に通ずる敷地内の幅員 1.5 メートル以上の通路または避難上有効な空地に面しなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第28条 削除

[削除条文] 旧第 29 条 (下宿の便所)

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第 29 条 第 26 条の規定は、下宿の用途に供する建築物に準用する。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第29条 削除

[削除条文] 旧第 30 条 (廊下の幅)

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第 30 条 ホテル、旅館または下宿の用途に供する建築物で、居室の床面積の合計が 100 平方メートルをこえる階における廊下の幅は、1.2 メートル以上としなければならない。ただし、浴室、便所またはなん戸の類に専用の廊下にあつては、この限りでない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第30条 削除

[削除条文] 旧第 33 条 (耐火構造とすべき旅館等)

昭26条例30・追加 施行：昭和26年7月10日

第 33 条 左の各号の一に該当する建築物は、その主要構造部を耐火構造としなければならない。

- (1) 建築物の二階をホテル又は旅館の用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が 400 平方メートルをこえるもの
- (2) 建築物の3階以上の階をホテル又は旅館の用途に供するもの

昭35条例13 施行：昭和35年8月5日

第33条 削除

[削除条文] 旧第 34 条 (防火構造とすべき旅館等)

昭26条例30・追加 施行：昭和26年7月10日

第 34 条 法第 22 条の市街地の区域内にあるホテル、旅館又は下宿の用途に供する木造の建築物で、階数が2であり、且つ、その用途に供する部分の床面積の合計が 200 平方メートルをこえるものは、その外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

昭35条例13 施行：昭和35年8月5日

第34条 削除

[削除条文] 旧第 35 条 (危険物の貯蔵又は処理場の構造)

昭26条例30・追加 施行：昭和26年7月10日

第 35 条 法第 27 条第 6 号の建築物は、左の各号に定める構造としなければならない。

- (1) 専用の平屋建とし、屋根は軽量な不燃材料で造り、又はふき、天井を設けないこと
- (2) 開口部には甲種防火戸を設け、内部の扉又は窓にガラスを用いるときは、網入ガラスとすること
- (3) 貯蔵場の床面積は、100 平方メートルをこえないこと。但し、100 平方メートル以下ごとに耐火構造の隔壁を設けるときは、この限りでない

2 前項の規定は、令第 116 条に掲げる数量の 10 分の 1 から同条に掲げる数値以下の危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物に準用する。但し、前項第 3 号の「100 平方メートル」を「60 平方メートル」と読みかえるものとする。

昭35条例13 施行：昭和35年8月5日

第35条 削除

昭35条例13・追加
第 6 節 百貨店、マーケット

昭46条例14
第 6 節 削除

[削除条文] 旧第 31 条 (百貨店の敷地と道路との関係)

昭26条例30・追加 旧第14条 (百貨店の前面道路) 施行：昭和26年7月10日

第 14 条 都市計画区域内において百貨店の用途に供する建築物は、その用途に供する部分の延面積の合計が 5,000 平方メートルをこえるものは 2 方面以上の道路に面しなければならない。

昭35条例13・旧第14条繰下・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第31条 都市計画区域内にある百貨店の用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上のものは、道路に2方面以上面しなければならない。ただし、敷地境界線の全長の3分の1以上が道路に接しているときは、この限りでない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第31条 削除

[削除条文] 旧第32条 (吹き抜け)

昭26条例30・追加 旧第15条 (百貨店の吹き抜け) 施行：昭和26年7月10日

第15条 百貨店の売場の天井は、吹き抜けとしてはならない。但し、第1階の天井は、この限りでない。

昭35条例13・旧第15条繰下・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第32条 百貨店の売場の天井は、吹き抜けとしてはならない。ただし、避難階の天井は、この限りでない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第32条 削除

[削除条文] 旧第33条 (マーケットの出入口および屋内通路)

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第33条 マーケットの出入口および屋内通路は、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 出入口は、避難上有効な位置に2以上設け、かつ、道路、第11条第1項の規定による空地または道路に通ずる敷地内の幅員2メートル以上の通路に面すること。
- (2) 出入口の幅および屋内通路の幅員は、それぞれ2メートル以上とすること。ただし、片側のみに売場を有するものにあつては、それぞれ1.5メートル以上とすることができる。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第33条 削除

[削除条文] 旧第34条 (便所)

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第34条 百貨店およびマーケットには、その用途に供する部分の床面積100平方メートルにつき、1個の割合で計算した数値以上の便器を有する客用の便所を各階ごとに設けなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第34条 削除

昭35条例13・追加

第7節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場

昭46条例14・旧第7節繰上

第3節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場

[削除条文] 旧第35条 (敷地と道路との関係)

昭25条例65 旧第3条 施行：昭和25年11月23日

第3条 都市計画区域内においては、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の用途に供する特殊建築物の敷地は、その境界線の全長の5分の1以上が幅員6メートル以上の道路に接しなければならない。

昭26条例30・旧第3条繰下・一部改正 旧第18条 (興行場等の敷地と道路との関係)
施行：昭和26年7月10日

第18条 都市計画区域内においては、興行場等の敷地は、その境界線の全長の5分の1以上が幅員6メートル以上の道路に接しなければならない。但し、客席の床面積の合計が300平方メートル以下の場合、この限りでない。

昭35条例13・旧第35条に繰下・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第35条 都市計画区域内における劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂または集会場（以下「興行場等」という。）の用途に供する建築物の敷地は、その境界線の全長の5分の1以上が幅員6メートル以上の道路に接しなければならない。ただし、客席の床面積の合計が300平方メートル以内のものは、この限りでない。

2 前項の敷地が、同項に規定する道路に接するほか、幅員4メートル以上の他の道路または公園、広場の類に避難上有効に接する場合における前項の規定の適用については、同項に規定する長さの10分の8以上とすることができる。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第35条 削除

[削除条文] 旧第36条 (側面空地)

昭26条例30・追加 旧第19条 (興行場等の避難用の通路) 施行：昭和26年7月10日

第19条 興行場等における主要客席両側には、それぞれ左の表の数値以上の幅員を有する通路を設け、且つ、これを敷地の接する道まで達せしめなければならない。但し、主要構造部が耐火構造又は不燃材料で造られたもので、客席の床面積の合計が200平方メートル以下のものにあつては側面通路を片側のみとすることができる。

客室の床面積の合計	通路の幅員
500平方メートル以内のもの	1.5メートル
500平方メートルをこえるもの	3メートル

- 2 主要客席の側面が、道路（都市計画区域外においては、幅員3メートル以上の道。）に接するときは、これを前項の通路とみなすことができる。

昭35条例13・旧第36条に繰下・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第36条 興行場等における主要客席の両側には、それぞれ次の表の数値以上の幅員を有する側面空地を設け、かつ、これを敷地の接する道路まで達せしめなければならない。ただし、耐火建築物または簡易耐火建築物で、客席の床面積の合計が200平方メートル以内のものにあつては側面空地を片側のみとすることができる。

客室の床面積の合計	空地の幅員
500平方メートル以内のもの	1.5メートル
500平方メートルをこえるもの	2.7メートル

- 2 主要客席の側面が、道路または公園、広場の類に避難上有効に接するときは、これを前項の空地を設けたものとみなすことができる。
- 3 興行場等が隣接する場合において、その間にはさまれた空地の幅員がおのおのの客席の床面積の合計の和により算出した第1項に定める数値をこえ、かつ、その空地を共用することができるときは、それぞれ片側に同項の空地を設けたものとみなすことができる。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第36条 削除

[現行] 第13条 (出入口及び非常口)

昭26条例30 旧第20条 (興行場等の出入口、非常口) 施行：昭和26年7月10日

第20条 興行場等における出入口及び非常口で、客用に供するものは次の各号の規定によらなければならない。

- (1) 出入口の幅員は、90センチメートル以上とし、その合計幅員は間口の3分の1以上とすること
- (2) 非常口は、幅員1.8メートル以上とし、前条の規定による通路に面すること
- (3) 出入口及び非常口は、左の表の数値以上を設けること

客席の床面積の合計	出入口の数	非常口の数
500平方メートル以内のもの	1	2
500平方メートルをこえるもの	1	4

昭35条例13・旧第20条繰下・全部改正 (出入口および非常口) 施行：昭和35年8月5日

第37条 興行場等における外側の出入口および非常口で客用のものは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 出入口および非常口は、次の表の数値以上を設けること。

客席の床面積の合計	出入口の数	非常口の数
<u>耐火建築物で200平方メートル以内のもの</u>	<u>1</u>	<u>2</u>
<u>500平方メートル以内のもの (上欄に掲げるものを除く。)</u>	<u>2</u>	<u>2</u>
<u>500平方メートルをこえるもの</u>	<u>2</u>	<u>4</u>

(2) 出入口および非常口の幅は、それぞれ1.6メートル以上とすること。

(3) 出入口および非常口の幅の合計は、これを使用する客席の床面積10平方メートルにつき、20センチメートルの割合で計算した数値以上とすること。

2 客席より廊下等に通ずる出入口および非常口については、前項の規定を準用する。

昭46条例14・旧第37条繰上 施行：昭和46年4月1日

第13条 興行場等における外側の出入口および非常口で客用のものは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 出入口および非常口は、次の表の数値以上を設けること。

客席の床面積の合計	出入口の数	非常口の数
耐火建築物で200平方メートル以内のもの	1	2
500平方メートル以内のもの (上欄に掲げるものを除く。)	2	2
500平方メートルをこえるもの	2	4

(2) 出入口および非常口の幅は、それぞれ1.6メートル以上とすること。

(3) 出入口および非常口の幅の合計は、これを使用する客席の床面積10平方メートルにつき、20センチメートルの割合で計算した数値以上とすること。

2 客席より廊下等に通ずる出入口および非常口については、前項の規定を準用する。

昭59条例37・一部改正 (出入口及び非常口) 施行：昭和59年3月28日

第13条 興行場等における外側の出入口及び非常口で客用のものは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 出入口及び非常口は、次の表の数値以上を設けること。

客席の床面積の合計	出入口の数	非常口の数
耐火建築物で200平方メートル以内のもの	1	2
500平方メートル以内のもの (上欄に掲げるものを除く。)	2	2
500平方メートルを <u>超えるもの</u>	2	4

(2) 出入口及び非常口の幅は、それぞれ1.6メートル以上とすること。

(3) 出入口及び非常口の幅の合計は、これを使用する客席の床面積10平方メートルにつき、20センチメートル (耐火建築物にあつては、15センチメートル) の割合で計算した数値以上とすること。

2 客席より廊下等に通ずる出入口及び非常口については、前項の規定を準用する。

平27条例32・一部改正 施行：平成27年6月1日

第13条 興行場等における外側の出入口及び非常口で客用のものは、次に定めるところによらなければならない。

(1) 出入口は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、その数が同表の中欄に掲げる数値以上となり、かつ、その数と非常口の数との合計数が同表の右欄に掲げる数値以上となるように設けること。

耐火建築物で客席の床面積の合計が200平方メートル以内のもの	1	3
客席の床面積の合計が500平方メートル以内の建築物（耐火建築物にあつては、客席の床面積の合計が200平方メートル以内のものを除く。）	2	4
客席の床面積の合計が500平方メートルを超える建築物	2	6

(2) 出入口及び非常口の幅は、それぞれ1.6メートル以上とすること。

(3) 出入口及び非常口の幅の合計は、これを使用する客席の床面積10平方メートルにつき、20センチメートル（耐火建築物にあつては、15センチメートル）の割合で計算した数値以上とすること。

2 客席から廊下等に通じる出入口及び非常口については、前項の規定を準用する。

【削除条文】 旧第38条 （直通階段の構造）

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第38条 興行場等の直通階段で客用のものは、その1以上を令第123条第1項の規定による屋内避難階段または同条第3項の規定による特別避難階段としなければならない。ただし、地盤面から床までの高さが10メートル以内にある階の用に供するものは、この限りでない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第38条 削除

【現行】 第14条 （廊下）

昭26条例30・追加 旧第22条 （興行場等の観覧者用廊下の幅員） 施行：昭和26年7月10日

第22条 興行場等における観覧者用廊下の幅員は、内より1.8メートル以上とし、段を設けるときは、3段以下としてはならない。

昭35条例13・旧第22条繰下・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第39条 興行場等における客席の床面積が100平方メートルをこえる各階においては、客席の両側および後方に互いに連絡する廊下を設け、第37条第1項の規定による出入口に通じさせなければならない。ただし、避難階において、客席の床面積が150平方メートル以内のものは、この限りでない。

2 興行場等の客用の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 高低のある場合は、10分の1以下のこうばいとし、かつ、表面を粗面とするか、またはすべりにくい材料で仕上げることを。ただし、構造上やむを得ない場合において、すべり止めを付した3以上の段を設けるときは、この限りでない。

昭46条例14・旧第39条繰上・一部改正 施行：昭和46年4月1日

第14条 興行場等における客席の床面積が200平方メートルをこえる各階においては、客席の両側および後方に互いに連絡する廊下を設け、前条第1項の規定による出入口に通じさせなければならない。

2 興行場等の客用の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 高低のある場合は、10分の1以下のこうばいとし、かつ、表面を粗面とするか、またはすべりにくい材料で仕上げることを。ただし、構造上やむを得ない場合において、すべり止めを付した3以上の段を設けるときは、この限りでない。

昭54条例24・一部改正 施行：昭和54年11月1日

第14条 興行場等における客席の床面積が200平方メートルを超える各階においては、客席の両側及び後方に互いに連絡する廊下を設け、前条第1項の規定による出入口に通じさせなければならない。ただし、主な客席を避難階に設けた場合で、建築物の両側面に避難上支障のない空地を設けたときにあつては、客席に沿つたいずれか一方のみの廊下とし、建築物の一側面に避難上支障のない空地を設けたときにあつては、客席に沿つたその反対側のみの廊下とすることができる。

2 興行場等の客用の廊下は、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 高低のある場合は、10分の1以下のこうばいとし、かつ、表面を粗面とするか、またはすべりにくい材料で仕上げることを。ただし、構造上やむを得ない場合において、すべり止めを付した3以上の段を設けるときは、この限りでない。

平7条例12・一部改正 施行：平成7年10月1日

第14条 興行場等における客席の床面積が200平方メートルを超える各階においては、客席の両側及び後方に互いに連絡する廊下を設け、前条第1項の規定による出入口に通じさせなければならない。ただし、主な客席を避難階に設けた場合で、建築物の両側面に避難上支障のない空地を設けたときにあつては、客席に沿つたいずれか一方のみの廊下とし、建築物の一側面に避難上支障のない空地を設けたときにあつては、客席に沿つたその反対側のみの廊下とすることができる。

2 興行場等の客用の廊下は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 高低のある場合は、10分の1 (高低差が16センチメートル以下の場合は、8分の1) 以下のこう配とし、かつ、表面を粗面とするか、又は滑りにくい材料で仕上げることを。ただし、構造上やむを得ない場合において、滑り止めを付した3以上の段を設けるときは、この限りでない。

3 前項第2号の規定は、第19条の4第2項の規定が適用される場合は、適用しない。

平16条例26・一部改正 施行：平成16年10月1日

第14条 興行場等における客席の床面積が200平方メートルを超える各階においては、客席の

両側及び後方に互いに連絡する廊下を設け、前条第1項の規定による出入口に通じさせなければならない。ただし、主な客席を避難階に設けた場合で、建築物の両側面に避難上支障のない空地を設けたときにあつては、客席に沿つたいずれか一方のみの廊下とし、建築物の一側面に避難上支障のない空地を設けたときにあつては、客席に沿つたその反対側のみの廊下とすることができる。

2 興行場等の客用の廊下は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 幅は、1.8メートル以上とすること。

(2) 高低のある場合は、10分の1（高低差が16センチメートル以下の場合は、8分の1）以下のこう配とし、かつ、表面を粗面とするか、又は滑りにくい材料で仕上げる。ただし、構造上やむを得ない場合において、滑り止めを付した3以上の段を設けるときは、この限りでない。

3 削除

【現行】 第15条 (客席の段床)

昭26条例30・追加 旧第23条 (興行場等の客席の段床) 施行：昭和26年7月10日

第23条 興行場等の客席に段床を設ける場合は、床幅80センチメートル以上、各段の高さ50センチメートル以下としなければならない。

2 前項の段床を縦断する通路で高さ3メートルをこえる場合は、3メートル以下ごとに、たて通路又は横断通路を設け、これを廊下又は階段に通じさせなければならない。

昭35条例13・旧第23条繰下・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第40条 興行場等の客席に段床を設けるときは、床幅80センチメートル以上、各段の高さ50センチメートル以下としなければならない。

2 前項の段床を縦断する通路で高さ3メートルをこえるときは、3メートル以内ごとに、縦通路または横断通路を設け、これを廊下または階段に通じさせなければならない。

3 前項の縦通路に段を設けるときは、踏面25センチメートル以上、けあげ25センチメートル以下としなければならない。

昭46条例14・旧第40条繰上 施行：昭和46年4月1日

第15条 興行場等の客席に段床を設けるときは、床幅80センチメートル以上、各段の高さ50センチメートル以下としなければならない。

2 前項の段床を縦断する通路で高さ3メートルをこえるときは、3メートル以内ごとに、縦通路または横断通路を設け、これを廊下または階段に通じさせなければならない。

3 前項の縦通路に段を設けるときは、踏面25センチメートル以上、けあげ25センチメートル以下としなければならない。

平27条例32・一部改正 施行：平成27年6月1日

第15条 興行場等の客席に段床を設けるときは、その床幅を80センチメートル以上とし、かつ、その各段の高さを50センチメートル以下としなければならない。

2 前項の段床を縦断する通路（以下「縦断通路」という。）の高低差が3メートルを超えるときは、その高さ3メートル以内ごとに、当該縦断通路を横断する通路で地上に通じる主たる廊下又は階段に通じるものを設けなければならない。

3 縦断通路に段を設けるときは、その踏面を25センチメートル以上とし、かつ、その蹴上げを25センチメートル以下としなければならない。

【削除条文】 旧第41条 (客席の構造)

昭26条例30・追加 旧第24条 (興行場等の客席の構造) 施行：昭和26年7月10日

第24条 興行場等の客席の構造は、左の各号によらなければならない。

- (1) いす席は、移動できない構造とすること
 - (2) 横列のいす席8席（各いすの背間隔が90センチメートル以上のものは12席）以下ごとに両側に幅員80センチメートル以上のたて通路を設けること
 - (3) たて列のいす席20席以下ごとに幅員1メートル以上の横通路を設けること
 - (4) たて通路及び横通路は客席の出入口に通じていること
- 2 2階以上の客席の前面には、堅固な手すりを設けなければならない。

昭35条例13・旧第24条繰下・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第41条 興行場等の客席をいす席とするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) いす席は、移動できない構造とすること。
 - (2) 各いすの背間隔は、80センチメートル以上とし、1人の占用幅は、42センチメートル以上とすること。
 - (3) 横列のいす席8席（各いすの背間隔が90センチメートル以上のものは12席）以下ごとに両側に幅員80センチメートル以上の縦通路を設けること。ただし、4席以下（各いすの背間隔が90センチメートル以上のものは6席以下）のときは、これを片側のみとすることができる。
 - (4) 縦列のいす席20席以下ごとに幅員1メートル以上の横通路を設けること。
 - (5) 縦通路および横通路は、客席の出入口に通じていること。
- 2 興行場等の客席が2以上の階にわたるときは、最下階以外の階にある客席の前面に堅固な手すりを設けなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第41条 削除

【削除条文】 [現行] 第16条 (客席と舞台との区画)

昭26条例30・追加 旧第25条 (興行場等の舞台と客席との境にある壁)

施行：昭和26年7月10日

第25条 客席の床面積の合計500平方メートルをこえる興行場等は舞台と客席との境界を耐火構造の舞台壁を以て区画し、これを屋根裏迄達せしめその開口部には防火戸又は防火上有効な設備を設けなければならない。

- 2 客席の床面積の合計1,000平方メートルをこえるものについては、前項の開口部には自動閉鎖甲種防火戸を設け、その舞台の上部には、自動開放装置をした排気口を設けなければならない。

3 興行場等で、映画のみを上映するものは、前2項の規定を適用しない。

昭35条例13・旧第25条繰下・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第42条 客席の床面積の合計が500平方メートルをこえる興行場等は、客席と舞台との境界を耐火構造の額壁をもつて区画し、これを小屋裏まで達せしめ、かつ、その開口部には防火戸または防火上有効な設備を設けなければならない。

2 客席の床面積の合計が1,000平方メートルをこえるものについては、前項の額壁の上部にはドレンチャーを設け、かつ、その開口部には自動閉鎖甲種防火戸を設けなければならない。

3 興行場等で映画のみを上映するものについては、前2項の規定は、適用しない。

昭46条例14・旧第42条繰上・一部改正 施行：昭和46年4月1日

第16条 客席の床面積の合計が500平方メートルをこえる興行場等は、客席と舞台との境界を耐火構造の額壁をもつて区画し、これを小屋裏まで達せしめ、かつ、その開口部には防火戸または防火上有効な設備を設けなければならない。

2 興行場等で映画のみを上映するものについては、前項の規定は、適用しない。

平13条例11 施行：平成13年5月1日

第16条 削除

[削除条文] 旧第43条 (舞台部の構造)

昭26条例30・追加 旧第26条 (興行場等における舞台部の各室の通路廊下等)

施行：昭和26年7月10日

第26条 興行場等における舞台部に設ける各室は、幅員1メートル以上の通路、廊下、出入口又は階段により第19条の規定による通路又はその他の安全な場所に通じなければならない。

昭35条例13・旧第26条を繰下・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第43条 興行場等の舞台部に設ける各室は、幅員1メートル以上の通路、廊下、出入口または階段により第36条の規定による空地その他の安全な場所に通じさせなければならない。

2 興行場等の舞台は、その壁および天井(天井のないときにおいては、屋根)の舞台に面する部分の仕上げを不燃材料または準不燃材料でしなければならない。

3 客席の床面積の合計が1,000平方メートルをこえる興行場等の舞台の上部には、自動開放装置をした排煙口を設けなければならない。

4 興行場等で映画のみを上映するものについては、前3項の規定は、適用しない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第43条 削除

【現行】 第17条 (主階が避難階以外にある興行場等)

昭和26条例27・追加 旧第21条 施行：昭和26年7月10日

- 第21条 主階が避難階以外にある興行場等は、左の各号によらなければならない。
- (1) 主要構造部は、耐火構造で造られていること
 - (2) 第19条第1項の幅員を有する空堀又は露台(外気に向つて開くことができる窓を有する附室を含む。以下同じ。)を設けること
 - (3) 空堀又は露台には、階段又は傾斜路を1以上設け、これを道又は安全な場所に通じさせること
 - (4) 主階を5階以上に設けるときは、避難の用に供することができる屋上広場を設け、且つ、4階以下の階の用に供しない令第123条第3項の規定による特別避難階段を設けること

昭35条例13・旧第21条繰下・全部改正 施行：昭和35年8月5日

- 第44条 主階が避難階以外にある興行場等は、その主階の位置により、客席の床面積の合計を次の各号に定める限度以下としなければならない。
- (1) 地階にある場合は 300平方メートル
 - (2) 4階までにある場合は 500平方メートル
 - (3) 5階以上にある場合は 300平方メートル
- 2 主階が地階にある興行場等は、客席の床面を地盤面下6メートル以内とし、かつ、客席を避難階または避難階の直下階以外に設けてはならない。
- 3 第1項の興行場等の主階には、第11条および第36条の規定による空地に代え、客席の側面または後方に、から掘りまたは露台を設け、その幅員を1.5メートル以上とし、かつ、これを階段または傾斜路で、道路その他の安全な場所に通じさせなければならない。ただし、避難上支障がない場合において、主階の主な出入口のある側の前面に幅3メートル以上の広間を設けるときは、この限りでない。
- 4 第1項の興行場等の主階の廊下の幅は、第39条第2項第1号の規定にかかわらず、2.3メートル以上としなければならない。ただし、から掘りまたは露台のある側については、この限りでない。
- 5 主階が5階以上にある興行場等は、避難の用に供することができる屋上広場を設け、かつ、4階以下の用に供しない令第123条第3項の規定による特別避難階段を設けなければならない。

昭46条例14・旧第44条繰上・一部改正 施行：昭和46年4月1日

- 第17条 主階が避難階以外にある興行場等は、その主階の位置により、客席の床面積の合計を次の各号に定める限度以下としなければならない。
- (1) 地階にある場合は 300平方メートル
 - (2) 4階までにある場合は 500平方メートル
 - (3) 5階以上にある場合は 300平方メートル
- 2 主階が地階にある興行場等は、客席の床面を地盤面下6メートル以内とし、かつ、客席を避難階または避難階の直下階以外に設けてはならない。
- 3 第1項の興行場等の主階には、第9条の規定による空地に代え、客席の側面または後方に、から掘りまたは露台を設け、その幅員を1.5メートル以上とし、かつ、これを階段または傾斜路で、道路その他の安全な場所に通じさせなければならない。ただし、避難上支障がない場合において、主階の主な出入口のある側の前面に幅3メートル以上の広間を

設けるときは、この限りでない。

- 4 第1項の興行場等の主階の廊下の幅は、第14条第2項第1号の規定にかかわらず、2.3メートル以上としなければならない。ただし、から掘りまたは露台のある側については、この限りでない。
- 5 主階が5階以上にある興行場等は、避難の用に供することができる屋上広場を設け、かつ、4階以下の用に供しない建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第3項の規定による特別避難階段を設けなければならない。

昭54条例24・一部改正 施行：昭和54年11月1日

第17条 主階が避難階以外にある興行場等は、その主階の位置により、客席の床面積の合計を次の各号に定める限度以下としなければならない。

- (1) 地階にある場合は 300平方メートル
- (2) 4階までにある場合は 500平方メートル
- (3) 5階以上にある場合は 300平方メートル

- 2 主階が地階にある興行場等は、客席の床面を地盤面下6メートル以内とし、かつ、客席を避難階又は避難階の直下階以外に設けてはならない。
- 3 第1項の興行場等の主階には、第9条の規定による空地に代え、客席の側面又は後方に、から掘り又は露台を設け、その幅員を1.5メートル以上とし、かつ、これを階段又は傾斜路で、道路その他の安全な場所に通じさせなければならない。ただし、避難上支障がない場合において、主階の主な出入口のある側の前面に幅3メートル以上の広間を設けるときは、この限りでない。
- 4 第1項の興行場等の主階の廊下の幅は、第14条第2項第1号の規定にかかわらず、2.3メートル以上としなければならない。ただし、から掘り又は露台のある側については、この限りでない。
- 5 主階が5階以上にある興行場等は、避難の用に供することができる屋上広場を設け、かつ、4階以下の用に供しない建築基準法施行令第123条第3項の規定による特別避難階段を設けなければならない。

昭59条例37・一部改正 施行：昭和59年3月28日

第17条 主階が地階にある興行場等は、客席の床面積の合計を300平方メートル以下としなければならない。

- 2 主階が地階にある興行場等は、客席の床面を地盤面下6メートル以内とし、かつ、客席を避難階又は避難階の直下階以外に設けてはならない。
- 3 主階が避難階以外にある興行場等の主階には、第9条の規定による空地に代え、客席の側面又は後方に、から掘り又は露台を設け、その幅員を1.5メートル以上とし、かつ、これを階段又は傾斜路で、道路その他の安全な場所に通じさせなければならない。ただし、避難上支障がない場合において、主階の主な出入口のある側の前面に幅3メートル以上の広間を設けるときは、この限りでない。
- 4 前項の興行場等の主階の廊下の幅は、第14条第2項第1号の規定にかかわらず、2.3メートル以上としなければならない。
- 5 主階が5階以上にある興行場等は、避難の用に供することができる屋上広場を設け、かつ、当該屋上広場を建築基準法施行令第123条第3項の規定による特別避難階段に通じさせなければならない。
- 6 第3項の興行場等の主階から避難階又は地上に通じる直通階段は次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 建築基準法施行令第123条の規定による避難階段又は特別避難階段とすること。
- (2) 直通階段の幅の合計は、第13条第1項に規定する出入口又は非常口の幅の合計以上とすること。ただし、興行場等の用途又は規模により、防火上及び避難上支障がないときは、この限りでない。
- 7 第3項の興行場等においては、前項の直通階段に係る避難階の外側への出入口及び非常口又は接地部分は、第9条に定める空地又はその空地に通じる幅員3メートル以上の通路に接しなければならない。

平7条例12・一部改正 施行：平成7年10月1日

- 第17条 主階が地階にある興行場等は、客席の床面積の合計を300平方メートル以下としなければならない。
- 2 主階が地階にある興行場等は、客席の床面を地盤面下6メートル以内とし、かつ、客席を避難階又は避難階の直下階以外に設けてはならない。
- 3 主階が避難階以外にある興行場等の主階には、第9条の規定による空地に代え、客席の側面又は後方に、から堀り又は露台を設け、その幅員を1.5メートル以上とし、かつ、これを階段又は傾斜路で、道路その他の安全な場所に通じさせなければならない。ただし、避難上支障がない場合において、主階の主な出入口のある側の前面に幅3メートル以上の広間を設けるときは、この限りでない。
- 4 前項の興行場等の主階の廊下の幅は、第14条第2項第1号の規定にかかわらず、2.3メートル以上としなければならない。
- 5 主階が5階以上にある興行場等は、避難の用に供することができる屋上広場を設け、かつ、当該屋上広場を令第123条第3項の規定による特別避難階段に通じさせなければならない。
- 6 第3項の興行場等の主階から避難階又は地上に通じる直通階段は次に定めるところによらなければならない。
- (1) 令第123条の規定による避難階段又は特別避難階段とすること。
- (2) 直通階段の幅の合計は、第13条第1項に規定する出入口又は非常口の幅の合計以上とすること。ただし、興行場等の用途又は規模により、防火上及び避難上支障がないときは、この限りでない。
- 7 第3項の興行場等においては、前項の直通階段に係る避難階の外側への出入口及び非常口又は接地部分は、第9条に定める空地又はその空地に通じる幅員3メートル以上の通路に接しなければならない。

平13条例11・一部改正 施行：平成13年5月1日

- 第17条 主階が地階にある興行場等は、客席の床面積の合計を300平方メートル以下としなければならない。
- 2 主階が地階にある興行場等は、客席の床面を地盤面下6メートル以内とし、かつ、客席を避難階又は避難階の直下階以外に設けてはならない。
- 3 主階が避難階以外にある興行場等の主階には、第9条の規定による空地に代え、客席の側面又は後方に、から堀り又は露台を設け、その幅員を1.5メートル以上とし、かつ、これを階段又は傾斜路で、道路その他の安全な場所に通じさせなければならない。ただし、避難上支障がない場合において、主階の主な出入口のある側の前面に幅3メートル以上の広間を設けるときは、この限りでない。
- 4 前項の興行場等の主階の廊下の幅は、第14条第2項第1号の規定にかかわらず、2.3メートル以上としなければならない。

- 5 主階が5階以上にある興行場等は、避難の用に供することができる屋上広場を設け、かつ、当該屋上広場を令第123条第3項の規定による特別避難階段に通じさせなければならない。
- 6 第3項の興行場等の主階から避難階又は地上に通じる直通階段は次に定めるところによらなければならない。
- (1) 令第123条の規定による避難階又は特別避難階段とすること。
- (2) 直通階段の幅の合計は、第13条第1項に規定する出入口及び非常口の幅の合計以上とすること。
- 7 第3項の興行場等においては、前項の直通階段に係る避難階の外側への出入口及び非常口又は接地部分は、第9条に定める空地又はその空地に通じる幅員3メートル以上の通路に接しなければならない。

【現行】 第18条 (制限の緩和)

昭35条例13・追加 旧第45条 施行：昭和35年8月5日

第45条 観覧場、公会堂および集会場の用途に供するもので、その用途または規模により、防火上および避難上支障がないときは、観覧場、公会堂および集会場については、第36条第1項、第42条第1項および第2項、第43条第1項から第3項までおよび第44条第1項による制限を、観覧場については、第40条の規定による制限を緩和することができる。

昭46条例14・旧第45条繰上・一部改正 施行：昭和46年4月1日

第18条 観覧場、公会堂および集会場の用途に供するもので、その用途または規模により、防火上および避難上支障がないときは、前2条の規定による制限を緩和することができる。

平13条例11・全改 施行：平成13年5月1日

第18条 令第129条の2第2項に規定する階避難安全性能を有する興行場等の階については、第13条第2項、第14条第1項及び第2項第1号並びに前条第1項から第4項までの規定は、適用しない。

2 令第129条の2の2第2項に規定する全館避難安全性能を有する興行場等については、第13条、第14条第1項及び第2項第1号並びに前条第1項から第6項までの規定は、適用しない。

平27条例32・一部改正 施行：平成27年6月1日

第18条 令第129条の2第2項に規定する階避難安全性能を有する興行場等の階については、第13条第2項、第14条第1項及び第2項第1号並びに前条第1項から第4項までの規定は、適用しない。

2 令第129条の2の2第2項に規定する全館避難安全性能（以下「全館避難安全性能」という。）を有する興行場等については、第13条、第14条第1項及び第2項第1号並びに前条第1項から第6項までの規定は、適用しない。

3 興行場等で、当該興行場等が次の各号のいずれにも該当することについて知事が別に定める団体が行う総合的な評定により確かめられたもので、かつ、特定行政庁が安全上、防火上及び避難上支障がないと認めるものについては、第13条から第15条まで及び前条の規定は、適用しない。

- (1) 当該興行場等の構造等に応じた安全上、防火上及び避難上の総合的な配慮がなされたことにより全館避難安全性能と同等以上の性能を有すること。
- (2) 当該興行場等の構造等の維持保全等の実施体制の整備その他の安全上、防火上及び避難上の適切な措置が講じられていること。

平28条例29・一部改正 施行：平成28年6月1日

- 第18条 令第129条第2項に規定する階避難安全性能を有する興行場等の階については、第13条第2項、第14条第1項及び第2項第1号並びに前条第1項から第4項までの規定は、適用しない。
- 2 令第129条の2第3項に規定する全館避難安全性能(以下「全館避難安全性能」という。)を有する興行場等については、第13条、第14条第1項及び第2項第1号並びに前条第1項から第6項までの規定は、適用しない。
- 3 興行場等で、当該興行場等が次の各号のいずれにも該当することについて知事が別に定める団体が行う総合的な評定により確かめられたもので、かつ、特定行政庁が安全上、防火上及び避難上支障がないと認めるものについては、第13条から第15条まで及び前条の規定は、適用しない。
- (1) 当該興行場等の構造等に応じた安全上、防火上及び避難上の総合的な配慮がなされたことにより全館避難安全性能と同等以上の性能を有すること。
- (2) 当該興行場等の構造等の維持保全等の実施体制の整備その他の安全上、防火上及び避難上の適切な措置が講じられていること。

昭35条例13・追加
第8節 公衆浴場

昭46条例14
第8節 削除

[削除条文] 旧第27条 (公衆浴場の間口等)

昭26条例30・追加 施行：昭和26年7月10日

第27条 公衆浴場の用途に供する建築物の間口は、6メートル以上とし、それに面し避難上有効な幅員2メートル以上の空地を設けなければならない。但し、建築物の主な出入口から道までの通路の幅員が、4メートル以上あるときは、この限りでない。

昭35条例13 施行：昭和35年8月5日
第27条 削除

[削除条文] **旧第 46 条** **(主要構造部)**

昭35条例13・追加 施行：昭和35年 8 月 5 日

第 46 条 公衆浴場の用途に供する建築物で、2階以上の階に浴室を設けるときは、その建築物の主要構造部を耐火構造とし、地階に浴室を設けるときは、その直上階の床を耐火構造としなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年 4 月 1 日

第46条 削除

[削除条文] **旧第 47 条** **(小屋裏の構造)**

昭25条例65 旧第 8 条 施行：昭和25年11月23日

第 8 条 防火地域、準防火地域及び法第 22 条の市街地の区域外にある木造の建築物で、公衆浴場の用途に供するものは、その屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない。

2 前項の建築物は、その浴室の小屋裏に防腐方法を施し、適当な箇所に換気口及び検査口を設けなければならない。

昭26条例30・旧第 8 条繰下・一部改正 旧第28条 (公衆浴場の屋根)

施行：昭和26年 7 月 10 日

第 28 条 公衆浴場の用途に供する木造の建築物は、その屋根を不燃材料で造り、又はふかなければならない。

2 前項の建築物は、その浴場の小屋裏に防腐方法を施し、適当な箇所に換気口及び検査口を設けなければならない。

昭35条例13・旧第28条を繰下・全部改正 施行：昭和35年 8 月 5 日

第 47 条 公衆浴場の浴室の小屋組が木造であるときは、その浴室の小屋裏に防腐措置を講じ、かつ、換気口および検査口を設けなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年 4 月 1 日

第47条 削除

[削除条文] **旧第 48 条** **(火たき場)**

昭26条例30・追加 旧第30条 施行：昭和26年 7 月 10 日

第 30 条 公衆浴場の火たき場は、壁、床及び天井（天井のないときは屋根）を耐火構造とし、窓及び出入口には甲種防火戸を設けなければならない。

昭35条例13・旧第30条繰下・全部改正 施行：昭和35年 8 月 5 日

第 48 条 公衆浴場の火たき場は、その主要構造部を耐火構造とし、かつ、その開口部には、甲種防火戸を設けなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第48条 削除

【削除条文】 旧第 49 条 (煙突)

昭25条例65 旧第9条 施行：昭和25年11月23日

第9条 公衆浴場の用途に供する煙突は、高さ18メートル以上の独立煙突としなければならない。

昭26条例30・旧第9条繰下・一部改正 旧第29条 (公衆浴場の煙突)
施行：昭和26年7月10日

第29条 公衆浴場の用途に供する煙突は、高さ16メートルをこえるものとしなければならない。但し、都市計画区域及び法第6条第1項第4号の規定により指定する区域以外の区域については、この限りでない。

昭35条例13・旧第29条を繰下・全部改正 施行：昭和35年8月5日

第49条 公衆浴場の煙突は、高さ16メートルをこえるものとしなければならない。ただし、都市計画区域および法第6条第1項第4号の規定により指定する区域以外の区域については、この限りでない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第49条 削除

昭35条例13・追加

第9節 自動車車庫、自動車修理場

昭46条例14・旧第9節繰上

第4節 自動車車庫、自動車修理場

平13条例11・改称

第4節 自動車車庫、自動車修理工場

【現行】 第 19 条 (自動車車庫等の位置)

昭26条例30・追加 旧第16条 施行：昭和26年7月10日

第16条 都市計画区域内において、左の各号の一に面する地域のうち特定行政庁が指定する場所には、自動車車庫（自動車修理場、充電所を含む。）を建築してはならない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 道路の交叉点若しくは曲り角の附近又は急坂
- (3) 小学校、幼稚園又は公園の主要な出入口附近の道路

(4) 前各号の外特定行政庁が交通上支障があると認めるもの

昭35条例13・旧第16条繰下・全部改正 旧第50条 施行：昭和35年8月5日

第50条 都市計画区域内にある自動車車庫または自動車修理場は、次の各号の1に該当する道路または場所に接して自動車の出入口を有する敷地に建築してはならない。ただし、自動車車庫が幅員3メートル以上の道路に面し、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が30平方メートル以内のものは、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 道路の交差点、道路の曲りかどから7メートル以内の場所またはこうばい6分の1以上の坂道
- (3) 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、公園または児童遊園地の主な出入口から10メートル以内の道路
- (4) 前各号のほか、知事が交通上支障があると認めて指定するもの

昭46条例14・旧第50条繰上・一部改正 施行：昭和46年4月1日

第19条 都市計画区域内にある自動車車庫または自動車修理場（以下「自動車車庫等」という。）は、次の各号の1に該当する道路または場所に接して自動車の出入口を有する敷地に建築してはならない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
 - (2) 道路の交差点、道路の曲りかどから7メートル以内の場所または縦断こうばいが12パーセントをこえる坂道
 - (3) 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、公園または児童遊園地の主な出入口から10メートル以内の道路
 - (4) 前各号のほか、知事が交通上支障があると認めて指定するもの
- 2 次の各号の一に該当するものは、前項第1号の規定によらずに建築することができる。
- (1) 自動車車庫等の床面積の合計が50平方メートルをこえ150平方メートル以下で幅員4メートル以上の道路に接するもの
 - (2) 自動車車庫等の床面積の合計が150平方メートルをこえ300平方メートル以下で幅員5メートル以上の道路に接するもの

昭59条例37・一部改正 施行：昭和59年3月28日

第19条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理場（以下「自動車車庫等」という。）は、次の各号の一に該当する道路又は場所に接して自動車の出入口を有する敷地に建築してはならない。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車の用に供する自動車車庫は、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
 - (2) 道路の交差点、道路の曲り角から7メートル以内の場所又は縦断こう配が12パーセントを超える坂道
 - (3) 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、公園又は児童遊園地の主な出入口から10メートル以内の道路
 - (4) 前各号のほか、知事が交通上支障があると認めて指定するもの
- 2 次の各号の一に該当するものは、前項第1号の規定によらずに建築することができる。
- (1) 自動車車庫等の床面積の合計が50平方メートルを超え150平方メートル以下で幅員4メートル以上の道路に接するもの
 - (2) 自動車車庫等の床面積の合計が150平方メートルを超え300平方メートル以下で幅

員5メートル以上の道路に接するもの

平13条例11・一部改正 施行：平成13年5月1日

第19条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理工場（以下「自動車車庫等」という。）は、次の各号の一に該当する道路又は場所に接して自動車の出入口を有する敷地に建築してはならない。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車のための自動車車庫は、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 道路の交差点、道路の曲り角から7メートル以内の場所又は縦断こう配が12パーセントを超える坂道
- (3) 小学校、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園、公園又は児童遊園地の主な出入口から10メートル以内の道路
- (4) 前各号のほか、知事が交通上支障があると認めて指定するもの

2 次の各号の一に該当するものは、前項第1号の規定によらずに建築することができる。

- (1) 自動車車庫等の床面積の合計が50平方メートルを超え150平方メートル以下で幅員4メートル以上の道路に接するもの
- (2) 自動車車庫等の床面積の合計が150平方メートルを超え300平方メートル以下で幅員5メートル以上の道路に接するもの

平19条例11・一部改正 施行：平成19年4月1日

第19条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理工場（以下「自動車車庫等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する道路又は場所に接して自動車の出入口を有する敷地に建築してはならない。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車のための自動車車庫は、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 道路の交差点、道路の曲り角から7メートル以内の場所又は縦断こう配が12パーセントを超える坂道
- (3) 小学校、特別支援学校、幼稚園、公園又は児童遊園地の主な出入口から10メートル以内の道路
- (4) 前3号のほか、知事が交通上支障があると認めて指定するもの

2 次の各号のいずれかに該当するものは、前項第1号の規定によらずに建築することができる。

- (1) 自動車車庫等の床面積の合計が50平方メートルを超え150平方メートル以下で幅員4メートル以上の道路に接するもの
- (2) 自動車車庫等の床面積の合計が150平方メートルを超え300平方メートル以下で幅員5メートル以上の道路に接するもの

平27条例26・一部改正 施行：平成27年4月1日

第19条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理工場（以下「自動車車庫等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する道路又は場所に接して自動車の出入口を有する敷地に建築してはならない。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車のための自動車車庫は、この限りでない。

- (1) 幅員6メートル未満の道路
- (2) 道路の交差点若しくは道路の曲り角から7メートル以内の場所又は縦断勾配が12パーセントを超える坂道

- (3) 小学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、公園又は児童遊園の主な出入口から10メートル以内の道路
 - (4) 前3号のほか、知事が交通上支障があると認めて指定するもの
- 2 次の各号のいずれかに該当するものは、前項第1号の規定によらずに建築することができる。
- (1) 自動車車庫等の床面積の合計が50平方メートルを超え150平方メートル以下で幅員4メートル以上の道路に接するもの
 - (2) 自動車車庫等の床面積の合計が150平方メートルを超え300平方メートル以下で幅員5メートル以上の道路に接するもの

平28条例9・一部改正 施行：平成28年4月1日

- 第19条 都市計画区域内にある自動車車庫又は自動車修理工場（以下「自動車車庫等」という。）は、次の各号のいずれかに該当する道路又は場所に接して自動車の出入口を有する敷地に建築してはならない。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車のための自動車車庫は、この限りでない。
- (1) 幅員6メートル未満の道路
 - (2) 道路の交差点若しくは道路の曲り角から7メートル以内の場所又は縦断勾配が12パーセントを超える坂道
 - (3) 小学校、義務教育学校（前期課程に係るものに限る。）、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、公園又は児童遊園の主な出入口から10メートル以内の道路
 - (4) 前3号のほか、知事が交通上支障があると認めて指定するもの
- 2 次の各号のいずれかに該当するものは、前項第1号の規定によらずに建築することができる。
- (1) 自動車車庫等の床面積の合計が50平方メートルを超え150平方メートル以下で幅員4メートル以上の道路に接するもの
 - (2) 自動車車庫等の床面積の合計が150平方メートルを超え300平方メートル以下で幅員5メートル以上の道路に接するもの

[削除条文] 旧第51条 (自動車車庫等の出入口)

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第51条 自動車車庫または自動車修理場の出入口は、道路境界線より1メートル以上後退して設けなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第51条 削除

[削除条文] 旧第 52 条 (自動車修理場の構造)

昭35条例13・追加 施行：昭和35年 8 月 5 日

第 52 条 自動車修理場で、その用途に供する部分の床面積の合計が 150 平方メートル以上のものは、耐火建築物または簡易耐火建築物としなければならない。

昭46条例14 施行：昭和46年 4 月 1 日

第52条 削除

[削除条文] 旧第 53 条 (建築物の一部に設ける場合の構造)

昭26条例30・追加 旧第17条 (自動車車庫と他の用途との区画)

施行：昭和26年 7 月 10 日

第 17 条 建築物の一部に自動車車庫を設けるときは、左の各号によらなければならない。但し、商品である自動車又は自家用の小型又は燃料を使用しない自動車を格納する車庫については、この限りでない。

- (1) 居住の用途に供する床面積 50 平方メートル以上の直上階があるもの又は直上に 2 以上の階があるものは、その主要構造部を耐火構造とすること
- (2) 他の用途に供する部分との界壁に設ける開口部には、建築物の主要構造部が耐火構造のときには甲種防火戸を、耐火構造でないときは、甲種防火戸又は乙種防火戸を設けること。
- (3) 車庫内から直接階上に通ずる開口部を設けないこと

昭35条例13・旧第17条繰下・全部改正 施行：昭和35年 8 月 5 日

第 53 条 自動車車庫または自動車修理場を建築物の一部に設けるときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- (1) 自動車車庫または自動車修理場の直上に 2 以上の階または居住の用途に供する床面積が 50 平方メートルをこえる直上階があるものは、自動車車庫または自動車修理場の主要構造部を耐火構造とすること。
- (2) 令第 112 条第 7 項もしくは第 8 項または第 16 条第 1 項の規定の適用を受ける場合を除き、他の用途に供する部分との境を耐火構造とした壁、その両面を防火構造とした壁、甲種防火戸または乙種防火戸で区画すること。
- (3) 自動車車庫内または自動車修理場内から直接階上に通ずる開口部を設けないこと。

昭46条例14 施行：昭和46年 4 月 1 日

第53条 削除

昭54条例24・追加

第 3 章の 2 日影による中高層の建築物の高さの制限

平 7 条例12・旧第 3 章の 2 繰下

第 3 章の 3 日影による中高層の建築物の高さの制限

平16条例26・旧第3章の3繰上

第3章の2 日影による中高層の建築物の高さの制限

【現行】 第19条の2 (対象区域及び日影時間の指定)

昭54条例24・追加 施行：昭和54年11月1日

第19条の2 法第56条の2第1項の規定する対象区域は、別表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域において生じさせてはならない日影時間として法別表第3(に)欄の各号のうちから指定する号は、別表の右欄に掲げる号とする。

平5条例6・一部改正 施行：平成5年6月25日

第19条の2 法第56条の2第1項の規定する対象区域は、別表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域において生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、別表の右欄に掲げる号とする。

平7条例12・旧第19条の2繰下 旧第19条の12 施行：平成7年10月1日

第19条の12 法第56条の2第1項の規定する対象区域は、別表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域において生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、別表の右欄に掲げる号とする。

平16条例26・旧第19条の12繰上 施行：平成16年10月1日

第19条の2 法第56条の2第1項の規定する対象区域は、別表の左欄に掲げる区域とし、それぞれの区域において生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから指定する号は、別表の右欄に掲げる号とする。

平27条例32・全改 施行：平成27年3月20日

第19条の2 法第56条の2第1項に規定する条例で指定する区域は、別表の左欄に掲げる区域とし、同項に規定する条例で指定する号は、当該区域の区分に応じ、同表の右欄に掲げる号とする。

2 法第56条の2第1項に規定する法別表第4(は)欄の2の項及び3の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから条例で指定する平均地盤面からの高さは、4メートルとする。

平7条例12・追加

第3章の2 特別の配慮を要する特殊建築物

平16条例12

第3章の2 削除

[削除条文] 旧第 19 条の 2 (適用の範囲)

平 7 条例 12・追加 施行：平成 7 年 10 月 1 日

第 19 条の 2 第 19 条の 3 から第 19 条の 6 までの規定は、次に該当する特殊建築物に適用する。

- (1) 学校、博物館、美術館、図書館、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）、児童福祉施設等、公会堂又は集会場
 - (2) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（これらの用途に供する部分の床面積の合計が 500 平方メートル以内のものを除く。)
 - (3) 体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、劇場、映画館、演芸場、観覧場、展示場、展覧会場、遊技場、ホテル、旅館又は公衆浴場（これらの用途に供する部分の床面積の合計が 1,000 平方メートル以内のものを除く。)
- 2 第 19 条の 7 及び第 19 条の 8 の規定は、次に該当する特殊建築物に適用する。
- (1) 博物館、美術館、図書館、体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、病院、診療所（患者の収容施設を有しないものを除く。）、児童福祉施設等、物品販売業を営む店舗、展示場、展覧会場、遊技場、飲食店、ホテル、旅館又は公衆浴場（これらの用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以内のものを除く。)
 - (2) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場（これらの用途に供する部分の床面積の合計が 2,000 平方メートル以内のものを除く。)
- 3 第 19 条の 9 の規定は、前項第 2 号に該当する特殊建築物に適用する。

平 16 条例 26 施行：平成 16 年 10 月 1 日

第 19 条の 2 削除

[削除条文] 旧第 19 条の 3 (利用者用の主たる出入口等)

平 7 条例 12・追加 施行：平成 7 年 10 月 1 日

第 19 条の 3 前条第 1 項各号の特殊建築物の利用者（博物館における入場者、劇場における客その他これらに類する者をいう。以下同じ。）用に供する避難階における主たる出入口のうちの 1 以上の出入口は、第 9 条第 1 項の規定が適用される場合及び令第 128 条の規定が適用される場合を除き、道又は道に通じる幅員 1.2 メートル以上の通路に面しなければならない。

- 2 前項の出入口は、第 13 条第 1 項第 2 号の規定が適用される場合を除き、幅 80 センチメートル以上としなければならない。
- 3 第 1 項の出入口に接する部分は、水平としなければならない。
- 4 第 1 項の出入口の戸は、回転形式のものとしてはならない。
- 5 第 1 項の出入口と道との間の利用者の通行の用に供する部分に高低差がある場合には、次に定める構造の傾斜路を設けなければならない。
 - (1) 幅を 1.2 メートル（段を併設する場合にあつては、90 センチメートル）以上とすること。
 - (2) こう配を 12 分の 1（高低差が 16 センチメートル以下の場合は、8 分の 1）以下とすること。

- (3) 高低差が 75 センチメートルを超える場合は、高低差 75 センチメートル以内ごとに踏幅 1.5 メートル以上の踊場を設けること。
- (4) 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。

平16条例26 施行：平成16年10月1日

第19条の3 削除

[削除条文] 旧第 19 条の 4 (利用者用の廊下)

平7条例12・追加 施行：平成7年10月1日

第 19 条の 4 第 19 条の 2 第 1 項各号の特殊建築物の利用者用に供する廊下は、第 14 条第 2 項第 1 号の規定が適用される場合、第 17 条第 4 項の規定が適用される場合及び令第 119 条の規定が適用される場合を除き、幅 1.2 メートル以上としなければならない。

2 前項の廊下に高低差がある場合には、前条第 5 項に規定する傾斜路を設けなければならない。

平16条例26 施行：平成16年10月1日

第19条の4 削除

[削除条文] 旧第 19 条の 5 (利用者用の階段)

平7条例12・追加 施行：平成7年10月1日

第 19 条の 5 第 19 条の 2 第 1 項各号の特殊建築物の利用者用に供する階段で、令第 120 条の規定により設置される直通階段は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) 回り段を設けないこと。
- (2) 手すりを設けること。

平13条例11・一部改正 施行：平成13年5月1日

第 19 条の 5 第 19 条の 2 第 1 項各号の特殊建築物の利用者用に供する階段で、令第 120 条の規定により設置される直通階段には、回り段を設けてはならない。

平16条例26 施行：平成16年10月1日

第19条の5 削除

[削除条文] 旧第 19 条の 6 (利用者用の居室の出入口)

平7条例12・追加 施行：平成7年10月1日

第 19 条の 6 第 19 条の 2 第 1 項各号の特殊建築物の利用者用に供する居室の出入口のうち、1 以上の出入口は、第 13 条第 2 項の規定が適用される場合を除き、幅 80 センチメートル以上としなければならない。

平16条例26 施行：平成16年10月1日

第19条の6 削除

[削除条文] 旧第19条の7 (利用者用のエレベーター)

平7条例12・追加 施行：平成7年10月1日

第19条の7 第19条の2第2項各号の特殊建築物の利用者用に供するエレベーターのうち、1以上のエレベーターの構造は、次に定めるところによらなければならない。

- (1) かご及び昇降路の出入口は、幅80センチメートル以上とすること。
- (2) 乗降ロビーは、幅及び奥行きがそれぞれ1.5メートル以上の水平な部分を有すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、規則で定める構造とすること。

平16条例26 施行：平成16年10月1日

第19条の7 削除

[削除条文] 旧第19条の8 (利用者用の便所)

平7条例12・追加 施行：平成7年10月1日

第19条の8 第19条の2第2項各号の特殊建築物の利用者用に供する便所のうち、1以上の便所の出入口は、幅80センチメートル以上とし、その構造及び設備は、規則で定めるところによらなければならない。

平16条例26 施行：平成16年10月1日

第19条の8 削除

[削除条文] 旧第19条の9 (利用者用の客席等)

平7条例12・追加 施行：平成7年10月1日

第19条の9 第19条の2第3項の特殊建築物の客席には、規則で定めるところにより、車いす使用の利用者用に供する部分を設けなければならない。

- 2 出入口から前項の部分に通じる客席内の通路は、幅員1.2メートル以上としなければならない。
- 3 前項の通路に高低差がある場合には、第19条の3第5項に規定する傾斜路を設けなければならない。

平16条例26 施行：平成16年10月1日

第19条の9 削除

【削除条文】 旧第 19 条の 10 (制限の緩和)

平 7 条例 12・追加 施行：平成 7 年 10 月 1 日

第 19 条の 10 第 19 条の 3 から前条までの規定は、次の各号の一に該当する場合は、適用しない。

- (1) 第 19 条の 3 から前条までの規定を適用する場合と同等以上に安全上支障がないと特定行政庁が認める場合
- (2) その構造、敷地の状況又は利用の目的上やむを得ないと特定行政庁が認める場合

平 16 条例 26 施行：平成 16 年 10 月 1 日

第 19 条の 10 削除

【削除条文】 旧第 19 条の 11 (既存の建築物に対する制限の緩和)

平 7 条例 12・追加 施行：平成 7 年 10 月 1 日

第 19 条の 11 法第 3 条第 2 項の規定により第 19 条の 3 から第 19 条の 9 までの規定の適用を受けない建築物又はその部分について増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合においては、当該増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替えをする部分以外の部分に対しては、これらの規定は、適用しない。

平 16 条例 26 施行：平成 16 年 10 月 1 日

第 19 条の 11 削除

昭 26 条例 30・追加

第 4 章 雑則

【現行】 第 20 条 (適用除外)

平 13 条例 11・追加 施行：平成 13 年 5 月 1 日

第 20 条 京都市の区域については、この条例の規定は、適用しない。

【現行】 第 21 条

昭 26 条例 30・追加 旧第 36 条 (仮設建築物に対する制限の緩和) 施行：昭和 26 年 7 月 10 日

第 36 条 法第 85 条第 4 項の規定により許可を受けた興行場等で防火及び避難に有効な空地を周囲に有し、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 18 条、第 21 条から第 26 条までの規定を適用しない。

昭35条例13・旧第36条繰下・全部改正 旧第54条 (仮設建築物に対する適用の除外)

施行：昭和35年8月5日

第54条 法第85条第4項の規定により許可を受けた仮設建築物で、その周囲に防火および避難に有効な空地在り、知事が安全上、防火上および衛生上支障がないと認めたものについては、第8条、第11条、第13条から第15条まで、第20条、第33条および第7節（第37条を除く。）の規定は、適用しない。

昭46条例14・旧第54条繰上・一部改正 旧第20条 (仮設建築物に対する適用の除外)

施行：昭和46年4月1日

第20条 法第85条第4項の規定により許可を受けた仮設建築物で、その周囲に防火および避難に有効な空地在り、安全上、防火上および衛生上支障がないと認められるときは、第8条第2項、第9条、第11条および第3節（第13条を除く。）の規定は、適用しない。

昭54条例24・一部改正 (仮設建築物に対する適用の除外) 施行：昭和54年11月1日

第20条 法第85条第4項の規定により許可を受けた仮設建築物で、その周囲に防火及び避難に有効な空地在り、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるときは、第6条の2第1項、第8条第2項、第9条及び第14条から第18条までの規定は、適用しない。

平13条例11・旧第20条繰下・一部改正 施行：平成13年5月1日

第21条 法第85条第4項の規定により許可を受けた仮設建築物については、第6条の2第1項、第9条及び第14条から第18条までの規定は、適用しない。

平19条例10・一部改正 施行：平成19年6月20日

第21条 法第85条第5項の規定により許可を受けた仮設建築物については、第6条の2第1項、第9条及び第14条から第18条までの規定は、適用しない。

平30条例34・一部改正 施行：平成30年10月5日

第21条 法第85条第5項又は第6項の規定により許可を受けた仮設建築物については、第6条の2第1項、第9条及び第14条から第18条までの規定は、適用しない。

平31条例14・一部改正

施行：建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日

第21条 法第85条第5項若しくは第6項の規定により許可を受けた仮設建築物又は法第87条の3第5項若しくは第6項の規定により許可を受けた建築物については、第6条の2第1項、第9条及び第14条から第18条までの規定は、適用しない。

令4条例25・一部改正 施行：令和4年7月29日

第21条 法第85条第6項若しくは第7項の規定により許可を受けた仮設建築物又は法第87条の3第6項若しくは第7項の規定により許可を受けた建築物については、第6条の2第1項、第9条及び第14条から第18条までの規定は、適用しない。

[削除条文] 旧第55条 (特殊建築物の用途変更)

昭35条例13・追加 施行：昭和35年8月5日

第55条 防火地域または準防火地域内にある木造の建築物の用途を変更して次の各号の1に該当する特殊建築物のいずれかとする場合は、その外壁および軒裏で延焼のおそれのある部分を防火構造としなければならない。

- (1) 学校、マーケット、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、公衆浴場または自動車車庫の用途に供するもの
- (2) 病院、診療所、共同住宅、寄宿舎、ホテル、旅館または下宿の用途に供するもので、階数が2以上であり、かつ、その用途に供する部分の床面積の合計が200平方メートルをこえるもの

昭46条例14 施行：昭和46年4月1日

第55条 削除

[削除条文] 旧第21条 (煙突のライニング)

昭26条例30・追加 旧第37条 施行：昭和26年7月10日

第37条 高さ16メートルをこえる鉄筋コンクリート造の煙突には、ライニングを施さなければならない。但し、建築主事が構造上支障がないと認めるものについては、この限りでない。

- 2 ライニングは、左の各号に定める構造としなければならない。
 - (1) ボイラーの火床面から高さ3分の1以上とすること
 - (2) 断熱れん瓦又は耐火れん瓦を使用すること

昭35条例13・旧第37条繰下・全部改正 旧第56条 施行：昭和35年8月5日

第56条 高さ16メートルをこえる鉄筋コンクリート造りの煙突には、ライニングを施さなければならない。ただし、構造上支障がないときは、この限りでない。

- 2 ライニングは、次の各号に定める構造としなければならない。
 - (1) ボイラーの火格子面から高さ3分の1以上とすること。
 - (2) 断熱れんがまたは耐火れんがを使用すること。

昭46条例14・旧第56条繰上・一部改正 施行：昭和46年4月1日

第21条 高さ16メートルをこえる鉄筋コンクリート造りの煙突には、ライニングを施さなければならない。ただし、構造上支障がないときは、この限りでない。

- 2 ライニングは、次の各号に定める構造としなければならない。
 - (1) ボイラーの火格子面から高さ3分の1以上とすること。
 - (2) 断熱れんが、耐火れんがまたはこれらに類する断熱性能を有するものを使用すること。

平13条例11 施行：平成13年5月1日

第21条 削除

【現行】 第22条 (手数料の徴収)

平12条例2・追加 施行：平成12年4月1日

第22条 次の各号に掲げる法に基づく確認等の申請をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認申請に対する審査 1件につき46万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 1件につき38万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (3) 法第7条の3第2項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 1件につき33万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (4) その他の事務で規則で定めるもの 1件につき18万円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき7万8,000円に建築物の数ごとに2万8,000円を乗じて得た額を加算した額

平15条例21・一部改正 施行：平成15年3月28日

第22条 次の各号に掲げる法に基づく確認等の申請をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認申請に対する審査 1件につき46万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 1件につき38万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (3) 法第7条の3第2項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 1件につき33万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (4) その他の事務で規則で定めるもの 1件につき22万円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき22万円に建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

平19条例10・一部改正 施行：平成19年6月20日

第22条 次の各号に掲げる法に基づく確認等の申請をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認申請に対する審査 1件につき46万円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に59万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 法第6条第5項又は第6条の2第3項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき59万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (3) 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 1件につき38万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (4) 法第7条の3第1項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 1件につき33万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (5) 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査

1件につき46万円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に59万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

(6) 法第18条第4項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき59万円を超えない範囲内において規則で定める額

(7) 法第18条第15項の規定による国等の建築物の完了検査 1件につき38万円を超えない範囲内において規則で定める額

(8) 法第18条第18項の規定による国等の建築物の中間検査 1件につき33万円を超えない範囲内において規則で定める額

(9) その他の事務で規則で定めるもの 1件につき22万円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき22万円に建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

平20条例29・一部改正 施行：平成21年1月1日

第22条 次の各号に掲げる法に基づく確認の申請等をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

(1) 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認申請に対する審査 1件につき108万2,000円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に59万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

(2) 法第6条第5項又は第6条の2第3項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき59万円を超えない範囲内において規則で定める額

(3) 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 1件につき89万3,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(4) 法第7条の3第1項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 1件につき75万7,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(5) 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 1件につき108万2,000円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に59万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

(6) 法第18条第4項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定 1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき59万円を超えない範囲内において規則で定める額

(7) 法第18条第15項の規定による国等の建築物の完了検査 1件につき89万3,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(8) 法第18条第18項の規定による国等の建築物の中間検査 1件につき75万7,000円を超えない範囲内において規則で定める額

(9) その他の事務で規則で定めるもの 1件につき22万円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき22万円に建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

平27条例32・一部改正 施行：平成27年6月1日

第22条 次の各号に掲げる法に基づく確認の申請等をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認申請に対する審査 1件につき108万2,000円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に59万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 法第6条の3第1項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき59万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (3) 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 1件につき89万3,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (4) 法第7条の3第1項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 1件につき75万7,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (5) 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 1件につき108万2,000円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に59万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額
- (6) 法第18条第4項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき59万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (7) 法第18条第17項の規定による国等の建築物の完了検査 1件につき89万3,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (8) 法第18条第20項の規定による国等の建築物の中間検査 1件につき75万7,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (9) その他の事務で規則で定めるもの 1件につき22万円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき22万円に建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

平29条例19・一部改正 施行：平成29年4月1日

第22条 次の各号に掲げる法に基づく確認の申請等をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認申請に対する審査 1件につき108万2,000円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に59万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

- (2) 法第6条の3第1項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき59万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (3) 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 1件につき117万4,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (4) 法第7条の3第1項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 1件につき75万7,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (5) 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 1件につき108万2,000円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に59万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額
- (6) 法第18条第4項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき59万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (7) 法第18条第17項の規定による国等の建築物の完了検査 1件につき117万4,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (8) 法第18条第20項の規定による国等の建築物の中間検査 1件につき75万7,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (9) その他の事務で規則で定めるもの 1件につき22万円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき22万円に建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

平31条例14・一部改正

施行：建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日

第22条 次の各号に掲げる法に基づく確認の申請等をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認申請に対する審査 1件につき108万2,000円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に59万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 法第6条の3第1項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき59万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (3) 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 1件につき117万4,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (4) 法第7条の3第1項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 1件につき75万7,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (5) 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 1件につき108万2,000円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、そ

れぞれ別の建築物とみなす。)の数に59万円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

- (6) 法第18条第4項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき59万円を超えない範囲内において規則で定める額
- (7) 法第18条第17項の規定による国等の建築物の完了検査 1件につき117万4,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (8) 法第18条第20項の規定による国等の建築物の中間検査 1件につき75万7,000円を超えない範囲内において規則で定める額
- (9) その他の事務で規則で定めるもの 1件につき108万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき108万2,000円に建築物の数に2万8,000円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

令元条例49・一部改正 施行：令和元年10月1日

第22条 次の各号に掲げる法に基づく確認の申請等をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認申請に対する審査 1件につき110万3,640円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に55万2,120円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 法第6条の3第1項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき55万2,120円を超えない範囲内において規則で定める額
- (3) 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 1件につき119万7,480円を超えない範囲内において規則で定める額
- (4) 法第7条の3第1項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 1件につき77万2,140円を超えない範囲内において規則で定める額
- (5) 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 1件につき110万3,640円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に55万2,120円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額
- (6) 法第18条第4項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき55万2,120円を超えない範囲内において規則で定める額
- (7) 法第18条第17項の規定による国等の建築物の完了検査 1件につき119万7,480円を超えない範囲内において規則で定める額
- (8) 法第18条第20項の規定による国等の建築物の中間検査 1件につき77万2,140円を超えない範囲内において規則で定める額
- (9) その他の事務で規則で定めるもの 1件につき110万3,640円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき110万3,640円に建築物の数に2万8,560円を乗じ

て得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

令6条例41・一部改正 施行：令和6年11月1日

第22条 次の各号に掲げる法に基づく確認の申請等をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認申請に対する審査 1件につき110万3,640円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に55万2,120円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 法第6条の3第1項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき55万2,120円を超えない範囲内において規則で定める額
- (3) 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 1件につき119万7,480円を超えない範囲内において規則で定める額
- (4) 法第7条の3第1項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 1件につき77万2,140円を超えない範囲内において規則で定める額
- (5) 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 1件につき110万3,640円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に55万2,120円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額
- (6) 第18条第5項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき55万2,120円を超えない範囲内において規則で定める額
- (7) 法第18条第21項の規定による国等の建築物の完了検査 1件につき119万7,480円を超えない範囲内において規則で定める額
- (8) 法第18条第29項の規定による国等の建築物の中間検査 1件につき77万2,140円を超えない範囲内において規則で定める額
- (9) その他の事務で規則で定めるもの 1件につき110万3,640円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき110万3,640円に建築物の数に2万8,560円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

令6条例85・一部改正 施行：令和7年4月1日

第22条 次の各号に掲げる法に基づく確認の申請等をしようとする者は、当該各号に掲げる手数料を納付しなければならない。

- (1) 法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認申請に対する審査 1件につき212万6,150円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に57万9,720円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額
- (2) 法第6条の3第1項の規定による建築物の建築等に関する構造計算適合性判定1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない

い構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき57万9,720円を超えない範囲内において規則で定める額

(3) 法第7条第1項の規定による建築物の完了検査申請に対する検査 1件につき168万2,590円を超えない範囲内において規則で定める額

(4) 法第7条の3第1項の規定による建築物の中間検査申請に対する検査 1件につき81万0,740円を超えない範囲内において規則で定める額

(5) 法第18条第3項の規定による国等の建築物の建築等に関する通知に対する審査 1件につき212万6,150円に建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)の数に57万9,720円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

(6) 第18条第5項の規定による国等の建築物の建築等に関する構造計算適合性判定1の建築物(2以上の部分がエキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している建築物の当該建築物の部分は、それぞれ別の建築物とみなす。)につき57万9,720円を超えない範囲内において規則で定める額

(7) 法第18条第21項の規定による国等の建築物の完了検査 1件につき168万2,590円を超えない範囲内において規則で定める額

(8) 法第18条第29項の規定による国等の建築物の中間検査 1件につき81万0,740円を超えない範囲内において規則で定める額

(9) その他の事務で規則で定めるもの 1件につき116万2,740円を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき116万2,740円に建築物の数に2万9,980円を乗じて得た額を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額

【現行】 第23条 (手数料の納付等)

平12条例2・追加 施行：平成12年4月1日

第23条 手数料は、申請の際に納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

令4条例5・一部改正 施行：令和4年10月1日

第23条 手数料は、規則で定めるものを除くほか、申請の際に納付しなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。

【現行】 第24条 (手数料の減免)

平12条例2・追加 施行：平成12年4月1日

第24条 知事は、公益上の理由その他の規則で定める理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。

第5章 罰則

【現行】 第25条 (違反罰則)

昭26条例30・追加 旧第38条 施行：昭和26年7月10日

第38条 この条例の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、5万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施工者を罰する外その建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して前項の刑を科する。

昭35条例13・旧第38条繰下・全部改正 旧第57条 施行：昭和35年8月5日

第57条 第2条から第56条（第9条、第12条、第35条第2項、第36条第2項および第3項、第42条第3項、第43条第4項、第45条および第54条を除く。）の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物または建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施行し、または設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物、工作物または建築設備の工事施工者）は、5万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主または建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者または工事施工者を罰するほか、その建築主、工作物の築造主または建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

昭46条例14・旧第57条繰上・一部改正 旧第22条 施行：昭和46年4月1日

第22条 第2条から前条まで（第7条、第8条第3項、第10条、第16条第2項、第18条および第20条を除く。）の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物または建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施行し、または設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物、工作物または建築設備の工事施工者）は、5万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主または建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者または工事施工者を罰するほか、その建築主、工作物の築造主または建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

昭54条例24・一部改正 施行：昭和54年11月1日

第22条 第2条から前条まで（第7条、第8条第3項、第10条、第16条第2項、第18条、第19条の2及び第20条を除く。）の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施工者）は、10万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施工者を罰するほ

か、その建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

昭59条例37・一部改正 施行：昭和59年3月28日

第22条 第2条から前条まで（第7条、第8条第3項及び第5項、第10条、第16条第2項、第18条、第19条の2並びに第20条を除く。）の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施行者）は、10万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施行者を罰するほか、その建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

昭63条例30・一部改正 施行：昭和63年12月23日

第22条 第2条から前条まで（第7条、第8条第3項及び第5項、第10条、第16条第2項、第18条、第19条の2並びに第20条を除く。）の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施行者）は、20万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施行者を罰するほか、その建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

平7条例12・一部改正 施行：平成7年10月1日

第22条 第2条から前条まで（第7条、第8条第3項及び第5項、第10条、第16条第2項、第18条、第19条の2、第19条の10から第19条の12まで並びに第20条を除く。）の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施行者）は、20万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施行者を罰するほか、その建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

平12条例2・旧第22条繰下・一部改正 施行：平成12年4月1日

第25条 第2条から第21条まで（第7条、第8条第3項及び第5項、第10条、第16条第2項、第18条、第19条の2、第19条の10から第19条の12まで並びに第20条を除く。）の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いなくて工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施行者）は、20万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施行者を罰するほか、その建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

平13条例11・一部改正 施行：平成13年5月1日

第25条 第2条から第19条の9まで（第7条、第10条、第18条及び第19条の2を除く。）の

規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施行者）は、20万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施行者を罰するほか、その建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

平16条例26・一部改正 施行：平成16年10月1日

第25条 第2条から第19条まで（第7条、第10条及び第18条を除く。）の規定に違反した場合におけるその建築物、工作物又は建築設備の設計者（設計図書を用いないで工事を施行し、又は設計図書に従わないで工事を施行した場合においては、当該建築物、工作物又は建築設備の工事施行者）は、20万円以下の罰金に処する。

- 2 前項に規定する違反があつた場合において、その違反が建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者の故意によるものであるときは、その設計者又は工事施行者を罰するほか、その建築主、工作物の築造主又は建築設備の設置者に対して同項の刑を科する。

【現行】 第26条 （両罰規定）

昭26条例30・追加 旧第39条 （法人に対する罰則の適用） 施行：昭和26年7月10日

第39条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰する外、その法人又は人に対して同条の刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

昭35条例13・旧第39条繰下・全部改正 旧第58条 施行：昭和35年8月5日

第58条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の刑を科する。ただし、法人または人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意および監督が尽されたことの証明があつたときは、この法人または人については、この限りでない。

昭46条例14・旧第58条繰上 旧第23条 施行：昭和46年4月1日

第23条 法人の代表者または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人または人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人または人に対して同条の刑を科する。ただし、法人または人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意および監督が尽されたことの証明があつたときは、この法人または人については、この限りでない。

平12条例2・旧第23条繰下・一部改正 （両罰規定） 施行：平成12年4月1日

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又

は人の業務に関して前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。

附 則（昭和25年条例第65号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和26年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和35年条例第13号）

この条例は、公布の日から起算して1箇月を経過した日から施行する。

附 則（昭和46年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年条例第24号）

- 1 この条例は、昭和54年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年条例第37号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年条例第30号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成5年条例第6号）

- 1 この条例は、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号）の施行の日から施行する。
（施行の日＝平成5年6月25日）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年条例第12号）

- 1 この条例は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第3号）抄

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「法」という。）第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律第100号）の規定により定められている都市計画区域内の用途地域に関しては、平成8年6月24日（その日前に法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る

都市計画法第20条第1項（同法第22条第1項において読み替える場合を含む。）の規定による告示があつた日）までの間は、第1条の規定による改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第1種地域の項及び第2種地域の項の規定並びに第2条の規定による改正前の建築基準法施行条例別表第1種住居専用地域の項、第2種住居専用地域の項及び住居地域の項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成12年条例第2号）抄
（施行規則）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日前の申請等に係る事務の手数料は、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成13年条例第11号）

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年条例第26号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。
（建築基準法施行条例の一部改正に伴う経過措置）
- 6 この条例の施行の際現に前項の規定による改正前の建築基準法施行条例第3章の2の規定の適用を受けて工事中の建築物に対しては、同章の規定は、なおその効力を有する。
- 7 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第10号）

- 1 この条例は、建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成19年6月20日）

- 2 この条例の施行の日前の申請又は通知に係る事務の手数料は、なお従前の例による。

附 則（平成19年条例第11号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第29号）

- 1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の申請又は通知に係る事務の手数料は、なお従前の例による。

附 則（平成27年条例第26号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年条例第32号）

この条例は、平成27年6月1日から施行する。ただし、第19条の2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第9号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第29号）

この条例は、平成28年6月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第19号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年条例第18号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第1条中風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例別表第2種地域の項の改正規定及び第2条（建築基準法施行条例別表第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域の項の改正規定を除く。）の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年条例第14号）

この条例は、建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日から施行する。

附 則(令和元年条例第49号)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の建築基準法施行条例第22条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

附 則(令和元年条例第59号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年条例第5号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

(規則への委任)

- 9 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則(令和4年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年条例第5号)抄
(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年5月26日から施行する。
(建築基準法施行条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号。以下「宅造法改正法」という。)附則第2条第1項に規定する経過措置期間における第1条の規定による改正後の建築基準法施行条例(次項において「新条例」という。)第6条第1項第1号アの規定の適用については、同号ア中「からハまで」とあるのは、「又はロ」とする。
- 3 宅造法改正法附則第2条第1項に規定する旧宅地造成工事規制区域の区域内において行われる宅地造成に関する工事について宅造法改正法による改正前の宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号。以下「旧宅造法」という。)第8条第1項本文(宅造法改正法附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の許可を受けた者に係る当該許可に係る宅地造成に関する工事として行われた崖の工事(当該許可の内容(旧宅造法第12条第4項(宅造法改正法附則第2条第1項又は第2項の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。)の規定によりその内容とみなされるものを含む。)に適合するものに限る。)については、新条例第6条第2項第1号に掲げる工事とみなして、同項の規定を適用する。

附 則(令和6年条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年条例第41号)抄

- 1 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和6年法律第53号)附則第1条第3号に規定する政令で定める日から施行する。

附 則(令和6年条例第85号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中京都府手数料徴収条例附則第8項の改正規定及び附則第9項の規定 公布の日

(建築基準法施行条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 第2条の規定による改正後の建築基準法施行条例第22条の規定は、この条例の施行の日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

(規則への委任)

- 9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

【現行】 別表（第19条の2関係）

昭54条例24・追加 別表（第19条の2関係） 施行：昭和54年11月1日

対象区域		法別表第3(に)欄の号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められた地域	都市計画法第8条第2項第2号イの規定により都市計画において建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が定められた区域	
第一種住居専用地域	10分の5の割合の区域	(1)
	10分の6の割合の区域	(2)
	10分の8の割合の区域	
	10分の10の割合の区域	(3)
	10分の15の割合の区域	
	10分の20の割合の区域	
第二種住居専用地域	10分の10の割合の区域	(1)
	10分の15の割合の区域	(2)
	10分の20の割合の区域	
	10分の30の割合の区域	(3)
住居地域	10分の20の割合の区域のうち京都市の区域	(1)
	10分の20の割合の区域のうち京都市以外の地域で第1種高度地区(井手町を除く。)又は第2種高度地区に指定された区域	(2)
	10分の20の割合の区域のうち京都市を除く区域	
	10分の30の割合の区域	
	10分の40の割合の区域	
近隣商業地域	10分の20の割合の区域	(2)
	10分の30以上の割合の区域のうち京都市の区域	
準工業地域	10分の20以上の割合の区域	(2)

備考

- 1 次に掲げる地区については、この表の対象区域から除外する。
 - (1) 都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区
 - (2) 流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)第4条第1項の流通業務地区
- 2 「第1種高度地区」又は「第2種高度地区」とは、都市計画法第8条第2項第2号ニの規定により建築物の高さの最高限度又は最低限度に関する都市計画が定められた区域をいう。

昭63条例30・一部改正 別表（19条の2関係） 施行：昭和63年12月23日

対象区域		法別表第4(に)欄の号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められた地域	都市計画法第8条第2項第2号イの規定により都市計画において建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が定められた区域	
第1種住居専用地域	10分の5の割合の区域	(1)
	10分の6の割合の区域	(2)
	10分の8の割合の区域	
	10分の10の割合の区域	(3)
	10分の15の割合の区域	

第2種住居専用地域	10分の20の割合の区域	(1)
	10分の10の割合の区域	
	10分の15の割合の区域	
	10分の20の割合の区域	
	10分の30の割合の区域	
住居地域	10分の20の割合の区域のうち京都市の区域	(1)
	10分の20の割合の区域のうち京都市以外の地域で第1種高度地区（井手町を除く。）又は第2種高度地区に指定された区域	(2)
	10分の20の割合の区域のうち京都市を除く区域	
	10分の30の割合の区域	
	10分の40の割合の区域	
近隣商業地域	10分の20の割合の区域	(2)
	10分の30以上の割合の区域のうち京都市の区域	
準工業地域	10分の20以上の割合の区域	(2)

備考

- 1 次に掲げる地区については、この表の対象区域から除外する。
 - (1) 都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区
 - (2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第4条第1項の流通業務地区
- 2 「第1種高度地区」又は「第2種高度地区」とは、都市計画法第8条第2項第2号ニの規定により建築物の高さの最高限度又は最低限度に関する都市計画が定められた区域をいう。

平8条例3・一部改正 別表（第19条の12関係） 施行：平成8年3月14日

対象区域		法別表第4(に)欄の号
都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められた地域	都市計画法第8条第2項第2号イの規定により都市計画において建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が定められた区域	/
<u>第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域</u>	10分の5の割合の区域	(1)
	10分の6の割合の区域	(2)
	10分の8の割合の区域	
	10分の10の割合の区域	(3)
	10分の15の割合の区域	
10分の20の割合の区域		
<u>第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域</u>	10分の10の割合の区域	(1)
	10分の15の割合の区域	(2)
	10分の20の割合の区域	
	10分の30の割合の区域	(3)
<u>第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域</u>	10分の20の割合の区域のうち京都市の区域	(1)
	10分の20の割合の区域のうち京都市以外の地域で第1種高度地区（井手町を除く。）又は第2種高度地区に指定された区域	(2)
	10分の20の割合の区域のうち京都市を除く区域	
	10分の30の割合の区域	
	10分の40の割合の区域	
近隣商業地域	10分の20の割合の区域	(2)
	10分の30以上の割合の区域のうち京都市の区域	
準工業地域	10分の20以上の割合の区域	(2)

備考

- 1 次に掲げる地区については、この表の対象区域から除外する。

- (1) 都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区
 - (2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第4条第1項の流通業務地区
- 2 「第1種高度地区」又は「第2種高度地区」とは、都市計画法第8条第2項第2号ニの規定により建築物の高さの最高限度又は最低限度に関する都市計画が定められた区域をいう。

平13条例11・一部改正 別表（第19条の12関係） 施行：平成13年5月1日

対象区域		法別表第4(に)欄の号
都市計画法第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められた地域	都市計画法第8条第2項第2号イの規定により都市計画において建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が定められた区域	/
第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	10分の5の割合の区域	(1)
	10分の6の割合の区域	(2)
	10分の8の割合の区域	
	10分の10の割合の区域	
	10分の15の割合の区域	(3)
	10分の20の割合の区域	
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10の割合の区域	(1)
	10分の15の割合の区域	(2)
	10分の20の割合の区域	
	10分の30の割合の区域	(3)
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	<u>10分の20の割合の区域のうち第1種高度地区（井手町を除く。）又は第2種高度地区に指定された区域</u>	(1)
	<u>その他の10分の20の割合の区域</u>	(2)
	10分の30の割合の区域	
	10分の40の割合の区域	
<u>近隣商業地域又は準工業地域</u>	<u>10分の20の割合の区域</u>	(2)

備考

- 1 次に掲げる地区については、この表の対象区域から除外する。
 - (1) 都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区
 - (2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第4条第1項の流通業務地区
- 2 「第1種高度地区」又は「第2種高度地区」とは、都市計画法第8条第2項第2号ニの規定により建築物の高さの最高限度又は最低限度に関する都市計画が定められた区域をいう。

平16条例26・一部改正 別表（第19条の2関係） 施行：平成16年10月1日

対象区域		法別表第4(に)欄の号
都市計画法第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められた地域	都市計画法第8条第2項第2号イの規定により都市計画において建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が定められた区域	/
第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	10分の5の割合の区域	(1)
	10分の6の割合の区域	(2)
	10分の8の割合の区域	

	10分の10の割合の区域	
	10分の15の割合の区域	(3)
	10分の20の割合の区域	
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10の割合の区域	(1)
	10分の15の割合の区域	
	10分の20の割合の区域	(2)
	10分の30の割合の区域	(3)
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の20の割合の区域のうち第1種高度地区（井手町を除く。）又は第2種高度地区に指定された区域	(1)
	その他の10分の20の割合の区域	(2)
	10分の30の割合の区域	
	10分の40の割合の区域	
近隣商業地域又は準工業地域	10分の20の割合の区域	(2)

備考

- 1 次に掲げる地区については、この表の対象区域から除外する。
 - (1) 都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区
 - (2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第4条第1項の流通業務地区
- 2 「第1種高度地区」又は「第2種高度地区」とは、都市計画法第8条第2項第2号ニの規定により建築物の高さの最高限度又は最低限度に関する都市計画が定められた区域をいう。

平30条例18・一部改正 別表（第19条の2関係） 施行：平成30年3月26日

対象区域		法別表第4(に)欄の号
都市計画法第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められた地域	都市計画法第8条第3項第2号イの規定により都市計画において建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が定められた区域	
第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域	10分の5の割合の区域	(1)
	10分の6の割合の区域	
	10分の8の割合の区域	(2)
	10分の10の割合の区域	
	10分の15の割合の区域	(3)
	10分の20の割合の区域	
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10の割合の区域	(1)
	10分の15の割合の区域	
	10分の20の割合の区域	(2)
	10分の30の割合の区域	(3)
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の20の割合の区域のうち第1種高度地区（ <u>綴喜郡井手町</u> を除く。）又は第2種高度地区に指定された区域	(1)
	その他の10分の20の割合の区域	(2)
	10分の30の割合の区域	
	10分の40の割合の区域	
近隣商業地域又は準工業地域	10分の20の割合の区域	(2)

備考

- 1 次に掲げる地区については、この表の対象区域から除外する。
 - (1) 都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区
 - (2) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第4条第1項の流通業務地区

2 「第1種高度地区」又は「第2種高度地区」とは、都市計画法第8条第3項第2号トの規定により建築物の高さの最高限度又は最低限度に関する都市計画が定められた区域をいう。

平30条例18・一部改正 別表（第19条の2関係） 施行：平成30年4月1日

対象区域		法別表第4(に)欄の号
都市計画法第8条第1項第1号の規定により都市計画において定められた地域	都市計画法第8条第3項第2号イの規定により都市計画において建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合が定められた区域	
第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域	10分の5の割合の区域	(1)
	10分の6の割合の区域	
	10分の8の割合の区域	(2)
	10分の10の割合の区域	
	10分の15の割合の区域	
10分の20の割合の区域	(3)	
第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域	10分の10の割合の区域	(1)
	10分の15の割合の区域	(2)
	10分の20の割合の区域	
	10分の30の割合の区域	
第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域	10分の20の割合の区域のうち第1種高度地区（綴喜郡井手町を除く。）又は第2種高度地区に指定された区域	(1)
	その他の10分の20の割合の区域	(2)
	10分の30の割合の区域	
	10分の40の割合の区域	
近隣商業地域又は準工業地域	10分の20の割合の区域	(2)

備考

- 次に掲げる地区については、この表の対象区域から除外する。
 - 都市計画法第8条第1項第9号の臨港地区
 - 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和41年法律第110号）第4条第1項の流通業務地区
- 「第1種高度地区」又は「第2種高度地区」とは、都市計画法第8条第3項第2号トの規定により建築物の高さの最高限度又は最低限度に関する都市計画が定められた区域をいう。